

苧田町地域福祉計画
第3次苧田町地域福祉活動計画

誰もが心豊かに 安心して暮らせるまちづくり

平成26年度(2014年度)~平成30年度(2018年度)



平成26年3月
苧田町
苧田町社会福祉協議会



「誰もが心豊かに安心して

暮らせるまちづくり」をすすめるために



近年の地域福祉を取り巻く状況は、少子高齢化、核家族化などの急速な進展により、「近所付き合い」、「子育て」、「災害時の避難」などさまざまな課題を抱えています。しかしながら、行政の力だけではできることは限られており、今まさに「地域住民」自身が、“地域福祉の担い手”としてのまちづくりが求められています。

2011年の東日本大震災は本当に痛ましく残念な出来事ではありましたが、地域の「絆」や家族の「絆」の大切さを見直す機運が高まるきっかけともなりました。今、あらゆる災害から「命」を守るための体制づくりが全国で展開されています。

そのような状況の下、このたび荏田町では「地域福祉計画」を策定しました。「地域福祉計画」は、地域住民の皆様の意見を十分に反映しながら策定する計画であり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものと考えております。

本計画では、「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「一人ひとりの生活を支える体制づくり」、「地域を支える人づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」を基本目標としました。いつも暮らしている地域の中で互いにつながり、支えあいながら、誰もが生き活きと力を発揮できれば、もっと元気な地域をつくることができます。

荏田町が住民の皆様にとって、より「住みよいまち」になるため、この計画を行政、社会福祉協議会、地域のボランティア団体、関係団体そして住民が協働して、着実に実行しなければなりません。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました地域福祉推進委員の皆様、住民アンケートやワークショップ、関係団体ヒアリングにおいて、さまざまなご意見をいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

平成26年3月

荏田町長 吉 廣 啓 子

地域福祉の新たな課題に取り組むために



このたび第3次菟田町地域福祉活動計画の作成にあたり、菟田町との連携が深められ、行政サイドの「菟田町地域福祉計画」と合同作成となったことは、きわめて意義深いことだと思います。住民にとって、町であれ、社会福祉協議会であれ、福祉の充実が増進すればいいことです。それぞれ担当する分野が若干異なろうとその根底にある理念は同じであり、互いに補完しあいながら手を携えて地域福祉のために尽くすことは喜ばしいことです。

前回までの活動計画と見比べれば差異があります。活動計画部分に関連する部分として菟田町の担当ということがしばしば出てきます。よく読めばわかり易いともいえます。

人類が経験する最高の長寿社会、少子化と相まって「少子高齢社会」この問題をどう克服するか。日本の力量を問われる試金石となります。地域の状況は今後さらに高齢化が進み、認知症が増大し、ひとり世帯の割合が増え、地域で孤立する方や、生活支援の必要な方が増えることが予測されます。

そのための福祉活動の基本目標として、「体制づくり」「人づくり」「地域づくり」の3本が掲げられ、さらに具体的な活動があげられています。各取り組みに「自助」「共助」「公助」と役割分担が示されているのも大きな特色です。

今回、認知症の高齢者などの尊厳を守る対策として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援制度」が現実の問題として取り組まれます。

新たな計画ができましたが、これはゴールではありません。むしろそれは、菟田町の新たな地域づくりのスタートです。計画がいかにか具現化するかが問われます。定期的に進捗状況を点検・評価し、新たな見直しを加えていくことが必要です。さらにいえば、合作されたということは、双方の補完とともに、切磋琢磨が必要です。そうすれば菟田町の地域福祉はさらに進むでしょう、しかし、双方が並んで遅滞すれば逆になります。歩をともにして、楽をしてはいけません。互いの職員が住民の公僕という謙虚で高邁な意識を持つことが問われます。日々の仕事に追われながらも、活動計画を愚直に遂行する意識の高さが求められます。

社協職員の絶えざる努力とそれを取り巻くボランティアの皆様のサポート、地域でお世話する皆さんの献身的な活動、そういうものが合わさって活動は推進されます。

住民の皆様の見つめる目や自助努力もまた求められます。すこしずつでも、「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」が実現できるよう協働のまちづくりに向かっていきたいものです。

平成26年3月

菟田町社会福祉協議会
会長 野口 時晴

目次

第1章 計画の概要	1
1 背景と目的	1
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定方針	1
3 「地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画策定の手法	5
第2章 苅田町の地域福祉を取り巻く状況	9
1 各種統計データからみる苅田町	9
2 住民アンケートや関係団体ヒアリングなどからみえてきた課題	24
第3章 基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系	30
第4章 具体的な取組み	31
基本目標1 一人ひとりの生活を支える体制づくり	32
基本方針1 困りごとを見逃さない体制づくり	32
基本方針2 生活支援の充実	35
基本方針3 権利擁護体制の充実	38
基本目標2 地域を支える人づくり	40
基本方針1 地域人材の発掘・育成	40
基本方針2 支えあい・思いやりの意識づくり	42
基本方針3 地域活動団体の活動促進	44
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり	46
基本方針1 防犯・防災体制の充実	46
基本方針2 地域の交流の場づくり	49
基本方針3 みんなが安心して暮らせるネットワークづくり	51
基本方針4 みんなにやさしいまちづくり	53
第5章 計画の推進	55
1 計画の普及啓発	55
2 町と社会福祉協議会との連携	55
3 計画の実践と進行管理	55

資料編	57
1 地域福祉に関するアンケート調査結果概要	57
2 苅田町地域福祉推進委員会設置条例	67
3 第3次苅田町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	69
4 苅田町地域福祉推進委員会及び 第3次苅田町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	71
5 苅田町地域福祉計画策定経過	72

「障害」「障がい」の表記について

この計画では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害」を「障がい」と表記しています。

ただし、法令や法律上の規定、制度の名前、固有名詞などは漢字で表記することとしています。

第1章 計画の概要

1 背景と目的

日本の総人口は、平成17年度にピークを迎え、以後、日本社会は、「人口減少社会」に移行しました。

一方、平成22年度国勢調査の状況を見ると、全国の高齢化率は22.8%となっています。また、平成24年度よりいわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎え、今後さらに高齢化率は上昇していくことが予想されています。

また、産業構造の変化やライフスタイルの多様化、核家族化の進展と地域住民のつながりの希薄化により地域での課題解決が難しくなっています。

さらに、今まで福祉課題として現れてこなかった、孤立死、ひきこもり、虐待、貧困、自殺者の増加などが新たな社会問題となっています。

これらの諸問題は、従来の福祉サービスなどで解決することが難しく、新たな「福祉のあり方」が求められているところです。

その上、東日本大震災以降、地震や風水害などが相次ぐ状況からも災害時における要支援者への対応が、以前よりも増して大きな課題となっています。地域に暮らす人々が速やかに避難するためには、地域の日ごろからの支えあいの力、助けあいの力が不可欠です。

こうした背景の下、住民が安全で安心して暮らすためには、公的な生活支援とともに、地域に暮らす住民一人ひとりが地域に目を向け、主体的に関わり、協働し、支えあう仕組みづくりが重要となっています。

苅田町では、本計画を通じて地域全体での問題意識や生活課題を共有し、解決に向けてみんなで協力しあっていく仕組みをつくることにより、地域に住む人々のつながりを強くし、地域コミュニティの活性化へ結び付けていくことを目指します。

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定方針

(1) 地域福祉計画とは

苅田町では、「第4次総合基本計画」（平成23年度～平成32年度）において、目指すべき将来都市像を『ともに創る“活力”“やさしさ”“希望”あふれるまち苅田～産業と環境と文化と暮らしが調和する持続可能社会～』と定め、このまちに暮らし、集い、活動する人々が「住みたい」「住み続けたい」「働きたい」「訪れたい」と思う魅力的なまちを創造していくことを目指しています。この地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本として策定するもので、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

つまり、障がいの有無や年齢に関わらず、住民一人ひとりが人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で安心して生活していくための必要な生活支援ができる仕組みの充実と、自助（自分自身で課題を解決すること）、共助（地域の人たちが互いに支えあって課題を解決すること）、公助（行政が主体となって課題を解決すること）の役割を明確にして、地域福祉の共通の理念を示す総合的な計画とします。

社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

（2）地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会を中核として、地域住民や当事者団体、自治会、小地域福祉活動推進組織、地域内のボランティア、NPOや福祉サービス事業者など、地域福祉推進に関わる幅広い関係者が協力して、住民・民間の立場から地域の福祉課題を解決するための活動及び行動方針を示した計画です。

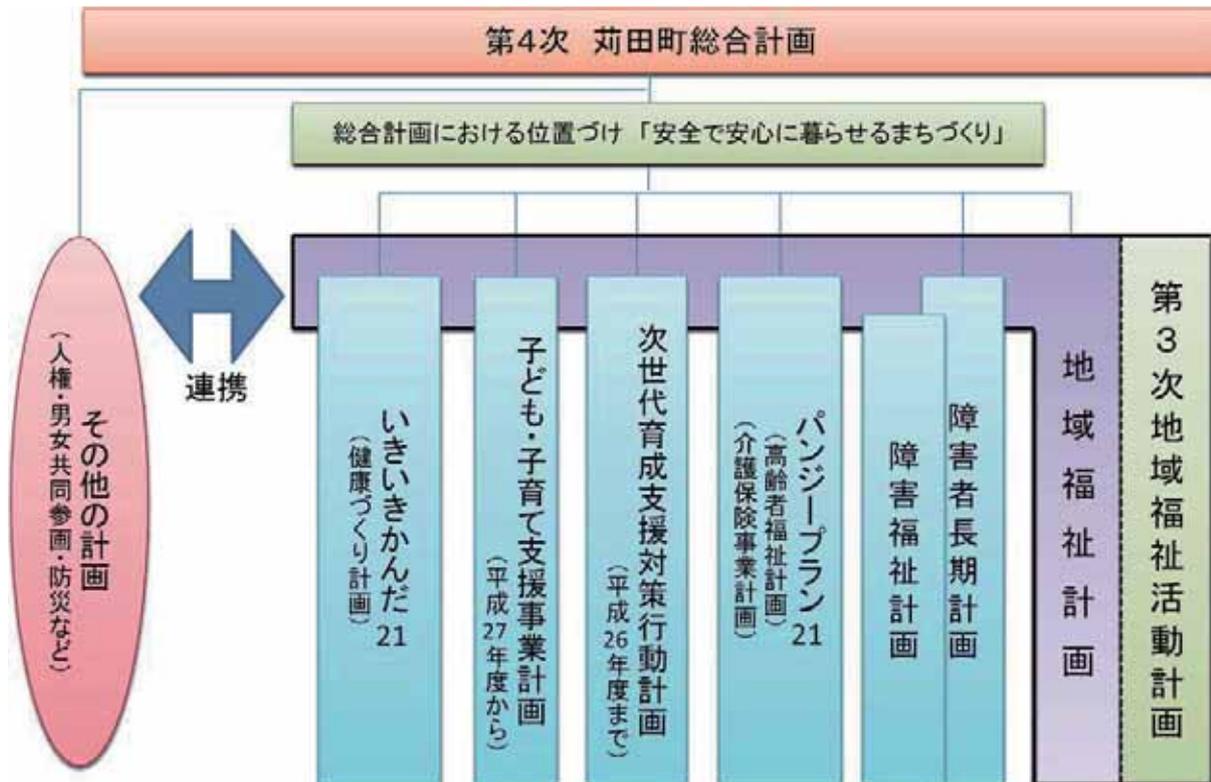
今回は、第3次計画の策定にあたり、さらなる福祉の向上のため町が策定する「地域福祉計画」と一体的に策定することとしました。

3 「地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」の位置づけ

「地域福祉計画」及び「第3次地域福祉活動計画」は、高齢者、障がい者及び子どもなどの個別分野にとらわれない総合的な視点で地域の課題を捉え、その解決を図る計画です。

そのため、保健・福祉の分野別計画との整合性と人権・男女共同参画・防災など町のその他の計画との連携にも配慮しながら策定します。

地域福祉計画と地域福祉活動計画のイメージ図



第1章 計画の概要

4 計画の期間

両計画の計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5ヵ年とします。

ただし、取り巻く情勢の急激な変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

（他の計画との関係性）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
第4次 刈田町総合計画	前期					後期				
地域福祉計画				本計画期間						
地域福祉活動計画	第2次			第3次						
障害者長期計画	第2期									
障害福祉計画		第3期			第4期（予定）					
ハンジープラン21 （高齢者福祉計画） （介護保険事業計画）	第4期	第5期			第6期（予定）					
次世代育成支援対策行動計画	後期									
子ども・子育て支援事業計画				前期（予定）						
いきいきかんだ21 （健康づくり計画）	第1期 後期				第2期 前期（予定）					

5 計画策定の手法

本計画の策定にあたっては、苅田町と社会福祉協議会が協力して策定することを前提とし、平成24年度より話し合いを続け、住民主体の計画づくりとなるよう心がけてきました。

(1) 地域福祉推進委員会及び活動計画策定委員会の設置

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定を目指すため、平成25年4月1日に地域福祉推進委員会及び活動計画策定委員会（以下「推進委員会」）を設置し、中心となって、計画を策定しました。各地域の代表者、福祉団体の代表者、一般公募委員、学識経験者などで組織され、計画策定に必要な意見や提案を提言していただきました。

(2) 地域福祉計画学習会の設置

苅田町の福祉などを取り巻く課題や解決策の論点の整理、調査研究や、推進委員会の協議の内容を検討をするため、庁内関係課長と職員及び社会福祉協議会の職員で組織しました。

(3) 地域福祉に関する意識調査（以下「住民アンケート」という）の実施

地域福祉に関する意識や地域での支えあいの状況、地域活動の実態、日常生活での課題や問題点を把握し、計画の基礎資料とするため、苅田町にお住まいの20歳以上の方に住民アンケート調査を実施しました。

<調査の概要>

調査対象者	町内にお住まいの20歳以上の方
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布—郵送回収
調査数	1,800人
回収率	648人(36.0%)
調査期間	平成25年5月17日(金)～平成25年5月31日(金)

第1章 計画の概要

(4) 住民ワークショップの開催

地域住民が自ら考え、さまざまな意見をまとめ、地域の課題を明確にし、その解決策を探るため町内6小学校区でそれぞれ2日間にわたり住民ワークショップを開催しました。

<住民ワークショップの概要>

開催日時	平成25年7月6日(土) 9:00~12:00 平成25年7月20日(土) 9:00~12:00
開催場所	北公民館(苅田小校区) 中央公民館(馬場小校区) 三原文化会館(南原小校区) 小波瀬CC(与原小校区) 片島CC(片島小校区) 西部公民館(白川小校区)
参加者	135人(7月6日)、114人(7月20日)

【ワークショップの様子】



(5) 関係団体ヒアリングの実施

地域の関係団体の活動状況や課題を把握するために、民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体や福祉関係団体にヒアリングを実施しました。(一部アンケートにより実施)

<関係団体ヒアリングの概要>

日程	平成25年10月7日(月) ~平成25年11月2日(土)
ヒアリング先	民生委員・児童委員協議会 ボランティア連絡協議会など 36団体

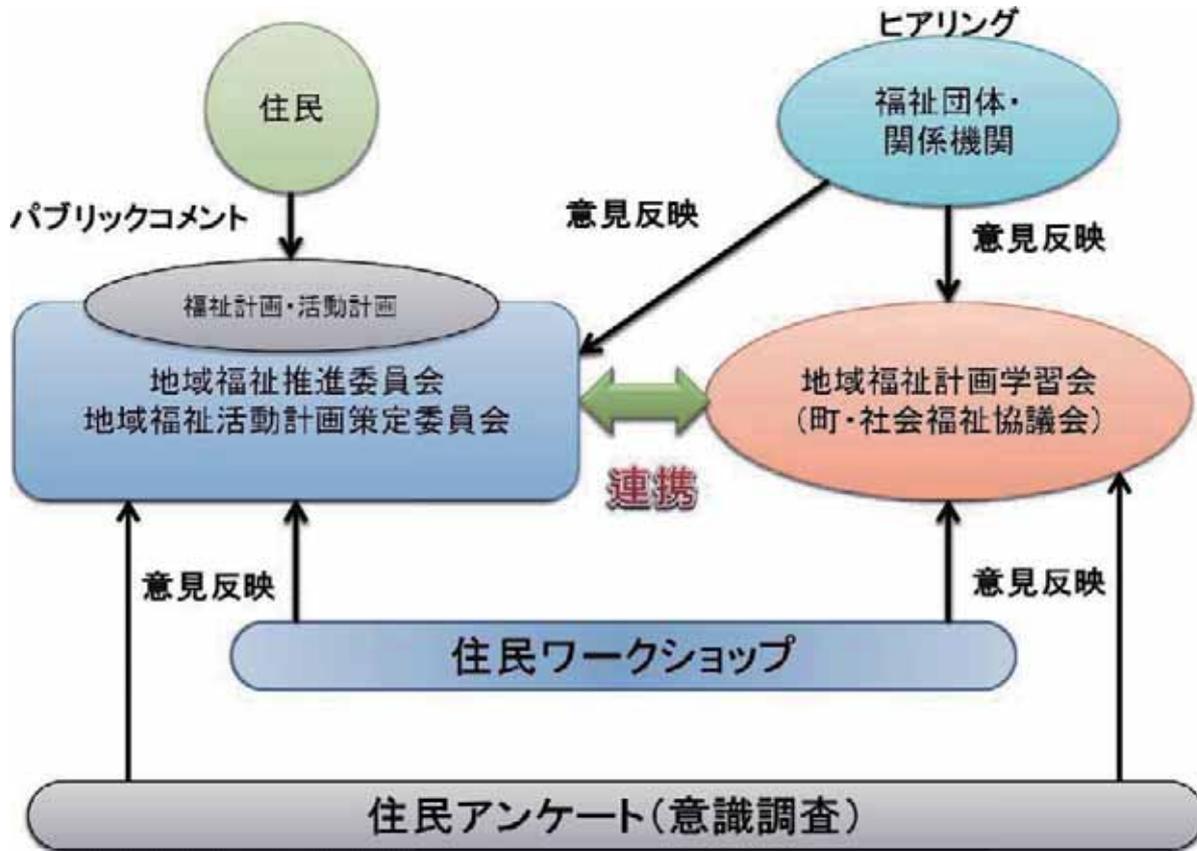
(6) パブリックコメントの実施

苅田町のホームページ、社会福祉協議会のホームページで、パブリックコメントを募集し、計画書の原案に対する意見聴取を行いました。

<パブリックコメントの概要>

日程	平成26年2月26日(水) ~平成26年3月14日(金)
----	---------------------------------

策定のイメージ図



第2章 苅田町の地域福祉を取り巻く状況

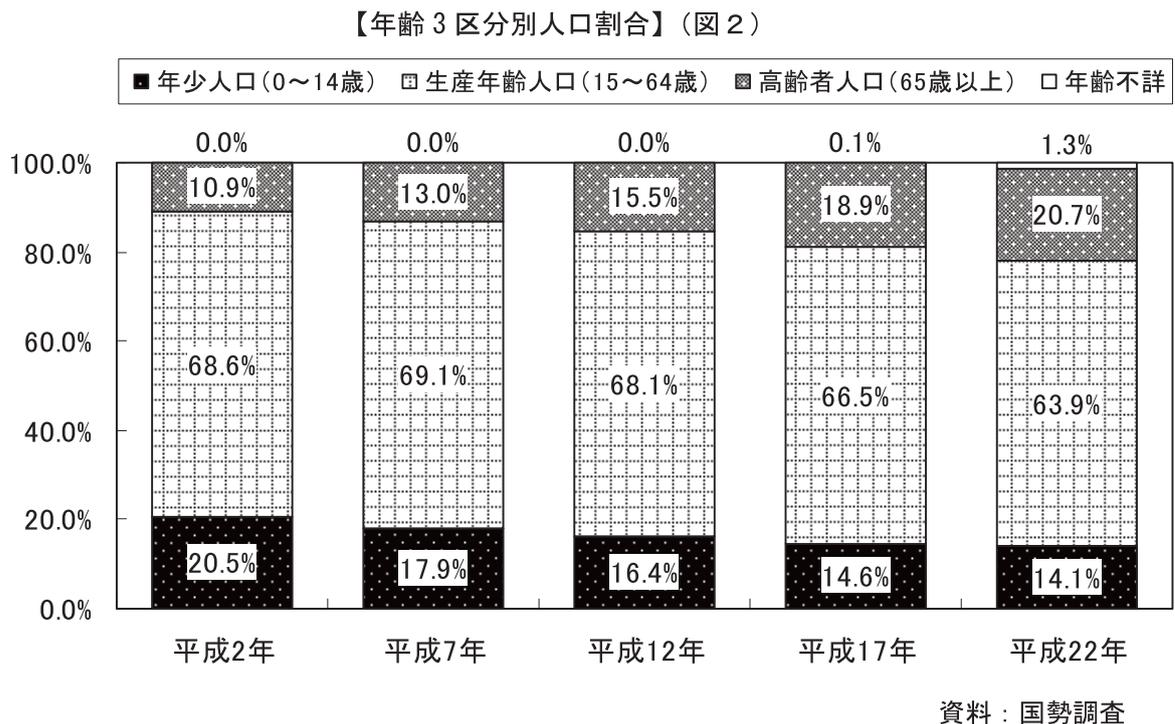
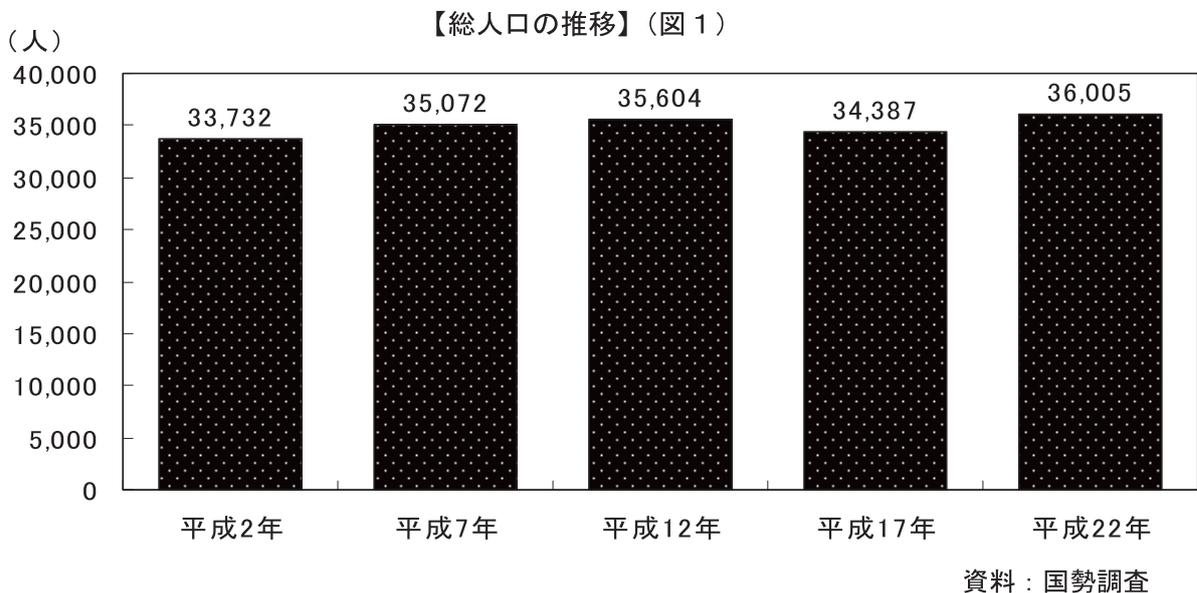
1 各種統計データからみる苅田町

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口・年齢3区分別人口割合

苅田町の総人口は、平成2年の33,732人から平成12年の35,604人と増加傾向で推移し、平成17年には34,387人と減少に転じましたが、平成22年には36,005人と増加しており、20年間で2,273人増えています。(図1)

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の割合は年々減少していますが、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、平成22年では20.7%と、約5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。(図2)



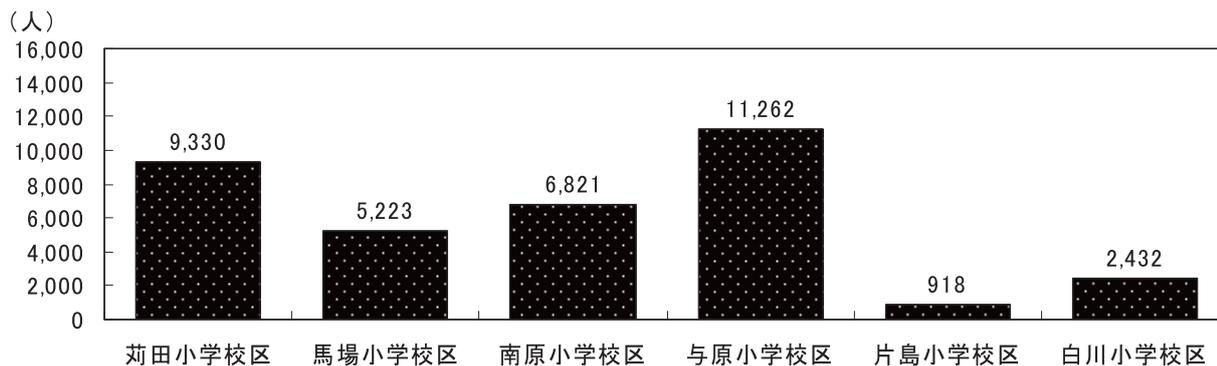
第2章 苧田町の地域福祉を取り巻く状況

② 校区別人口・校区別年齢3区分別人口割合

平成25年4月1日現在の校区別人口をみると、与原小学校区が11,262人と最も多くなっています。最も少ない校区は片島小学校区で918人となっています。(図3)

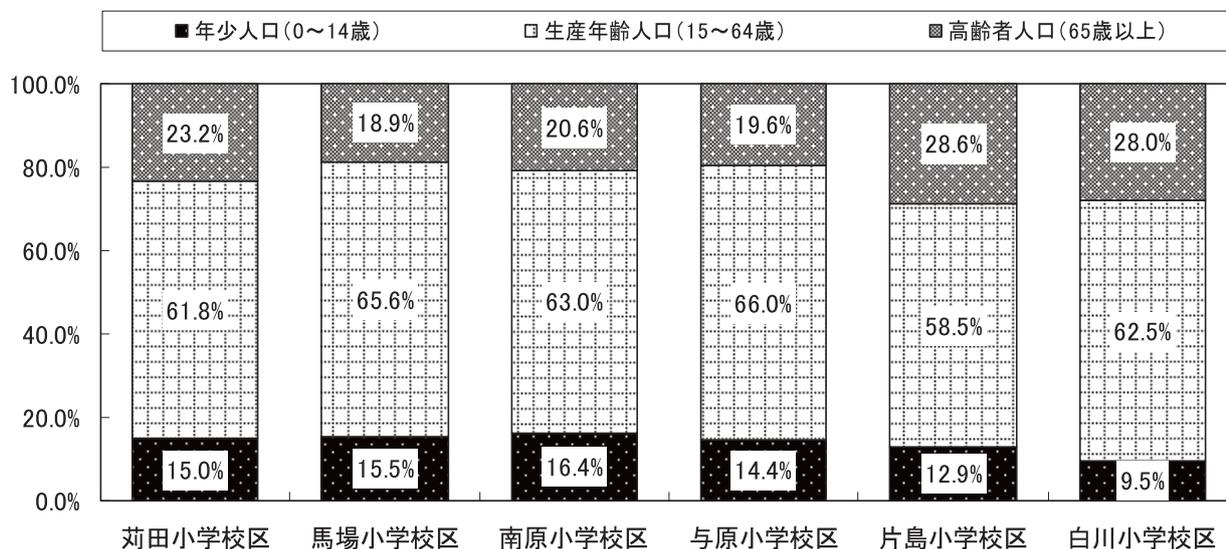
校区別年齢3区分別人口割合をみると、年少人口(0~14歳)の割合は南原小学校区(16.4%)で最も高くなっています。全ての校区において高齢者人口(65歳以上)が年少人口を上回っており、特に片島小学校区(28.6%)での高齢化が顕著です。(図4)

【校区別人口】(図3)



資料：苧田町（平成25年4月1日現在）

【校区別年齢3区分別人口割合】(図4)



資料：苧田町（平成25年4月1日現在）

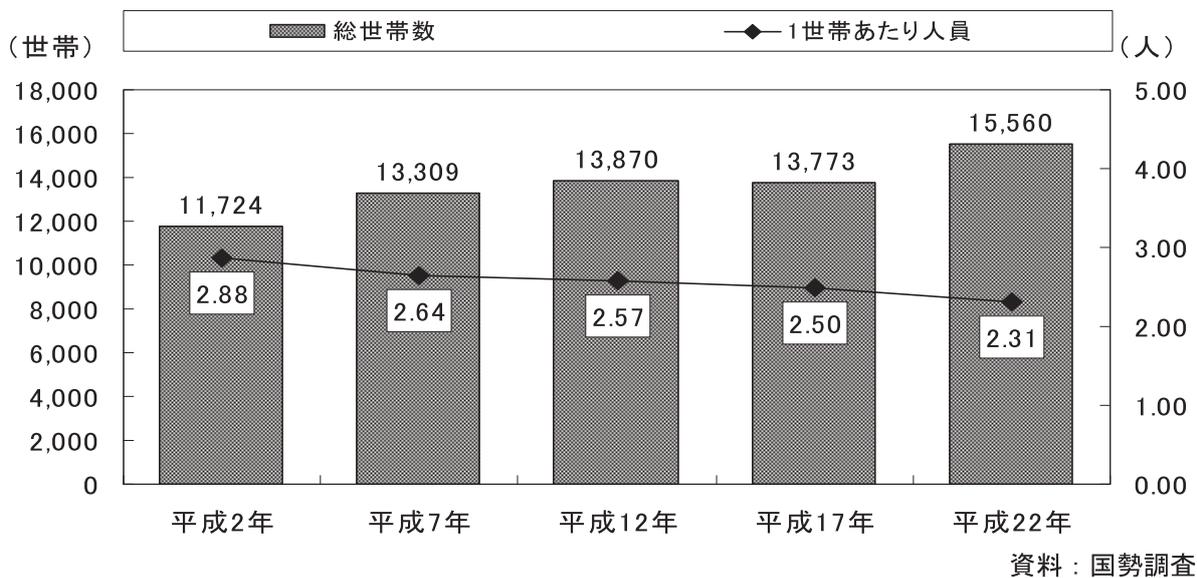
③ 総世帯数・1世帯あたり人員

苧田町の総世帯数は、平成17年に一旦減少していますが、平成2年の11,724世帯から平成22年には15,560世帯と、3,836世帯増加しています。一方、世帯あたり人員は年々減少しており、平成22年には2.31人と世帯規模は縮小しています。(図5)

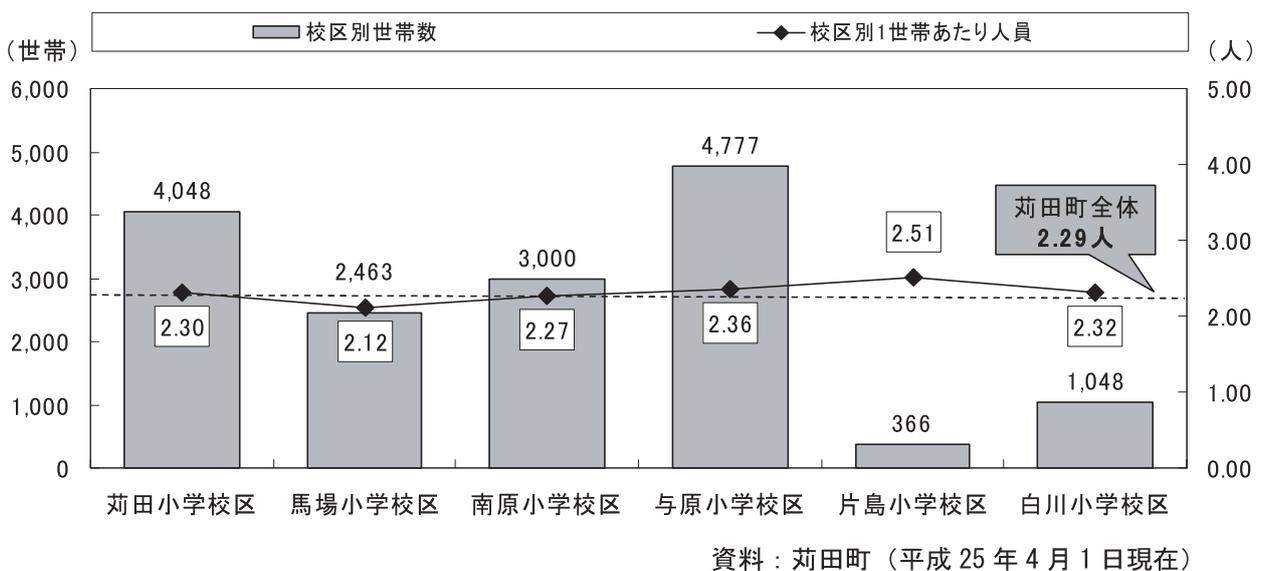
校区別世帯数をみると、校区別人口規模に比例して世帯数も多くなっています。

校区別の世帯あたり人員は、苧田町全体の世帯あたり人員(2.29人)に比べ、中でも片島小学校区(2.51人)で多く、馬場小学校区(2.12人)で少なくなっています。(図6)

【総世帯数・1世帯あたり人員】(図5)



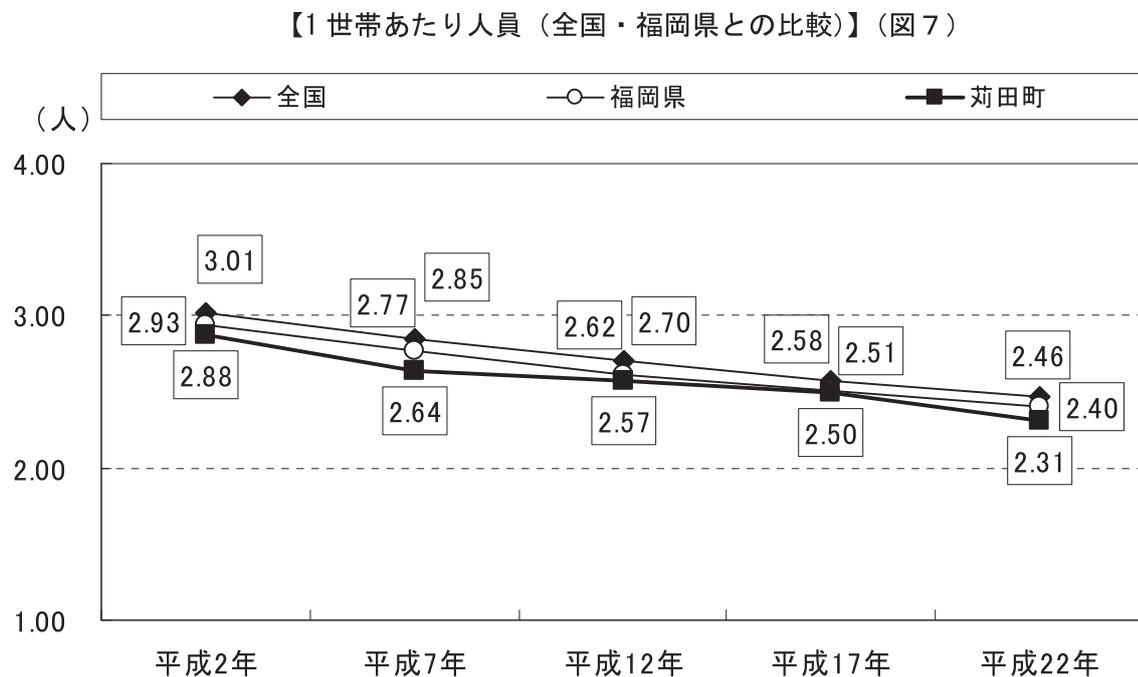
【校区別世帯数・校区別1世帯あたり人員】(図6)



第2章 苧田町の地域福祉を取り巻く状況

また、1世帯あたり人員を全国・福岡県と比較するとほぼ同水準で推移していますが、緩やかな減少傾向を示しており、平成22年では2.31人となっています。

(図7)

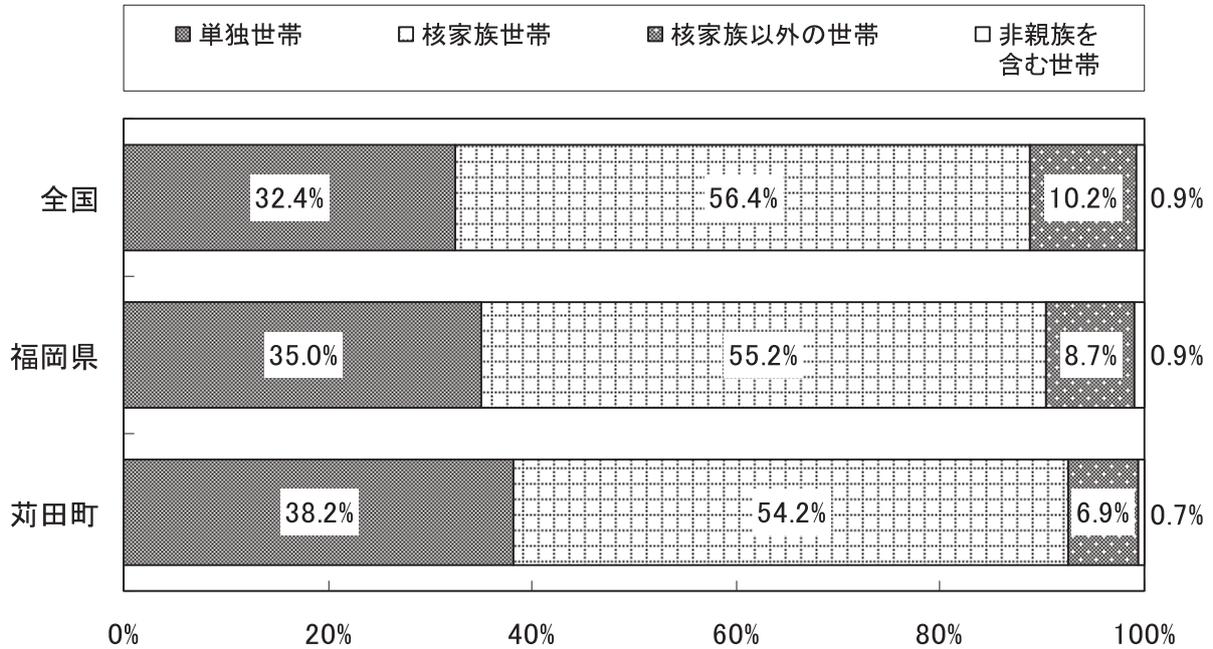


資料：国勢調査

④ 世帯構成

苧田町の世帯構成を全国・福岡県と比較すると、単独世帯が38.2%と全国・福岡県と比べて高くなっています。(図8)

【世帯構成（全国・福岡県との比較）】(図8)



資料：国勢調査（平成22年）

※非親族を含む世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。

※核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、ひとり親世帯。

単位：人、%

	一般世帯数	単独世帯数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
全国	51,842,307	16,784,507	10,244,230	14,439,724	664,416	3,858,529	5,308,648	456,455
	100.0	32.4	19.8	27.9	1.3	7.4	10.2	0.9
福岡県	2,106,654	736,339	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646
	100.0	35.0	18.7	26.9	1.2	8.4	8.7	0.9
苧田町	15,542	5,942	2,817	4,338	185	1,085	1,071	102
	100.0	38.2	18.1	27.9	1.2	7.0	6.9	0.7

資料：国勢調査（平成22年）

第2章 苜田町の地域福祉を取り巻く状況

(2) 高齢者の状況

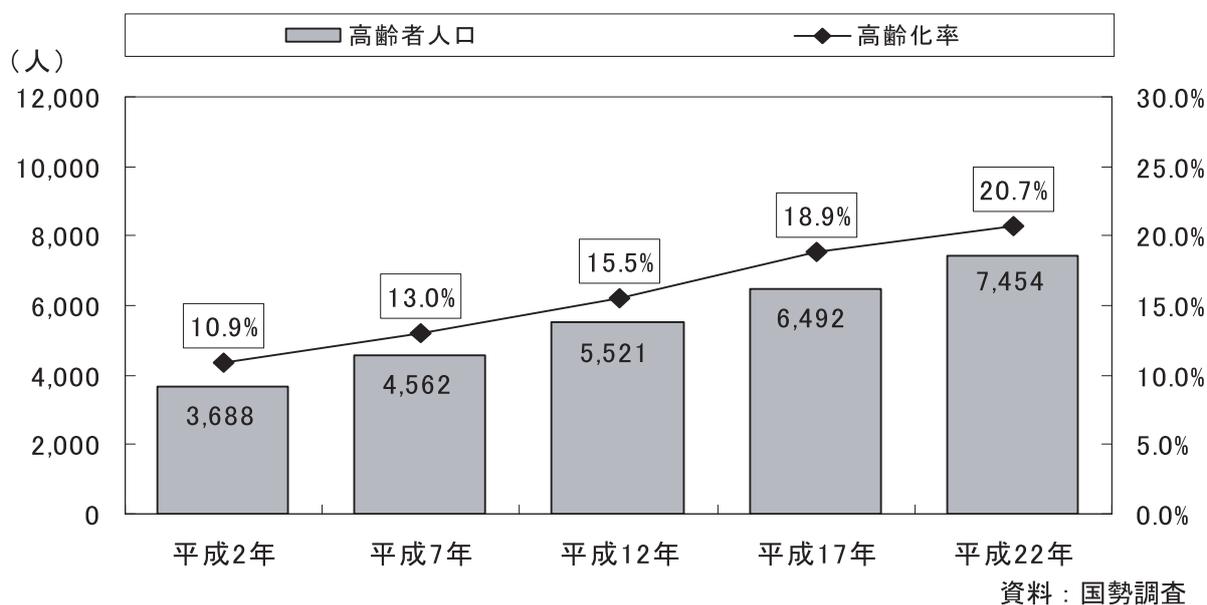
① 高齢者人口・高齢化率

65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成2年の3,688人から平成22年には7,454人と、20年間で3,766人増え、増加が顕著になっています。高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も平成2年の10.9%から平成22年には20.7%と、20年間で9.8ポイント増加しています。（図9）

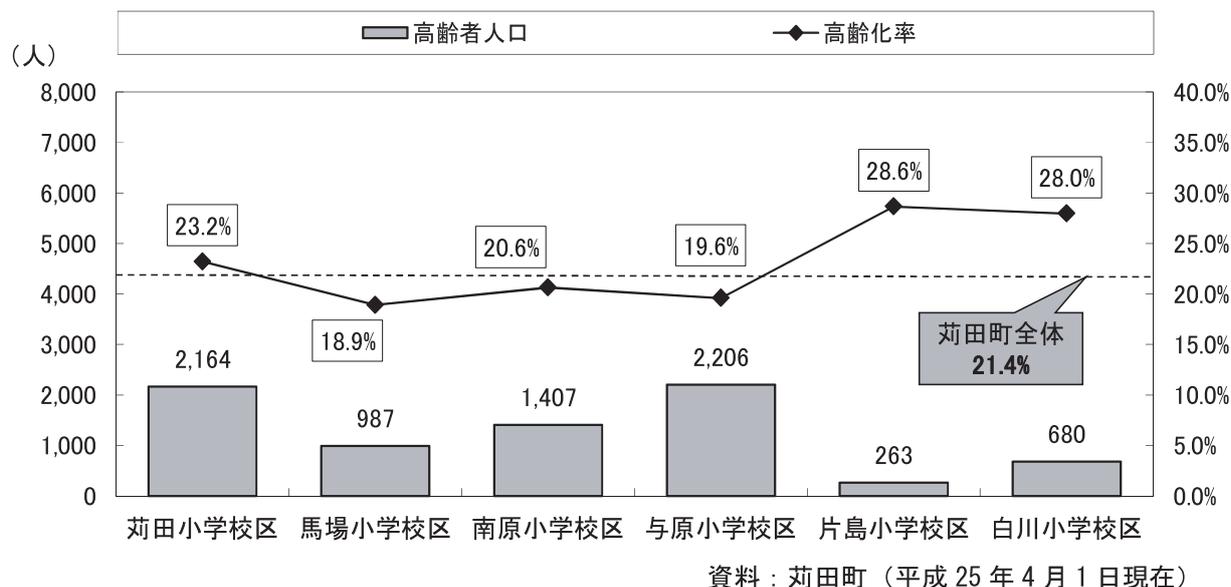
校区別高齢者人口をみると、概ね校区別人口規模に比例して高齢者人口も多くなっています。

また、校区別高齢化率は、苜田町全体（21.4%）に比べ、片島小学校区（28.6%）、白川小学校区（28.0%）で高くなっています。（図10）

【高齢者人口・高齢化率】（図9）

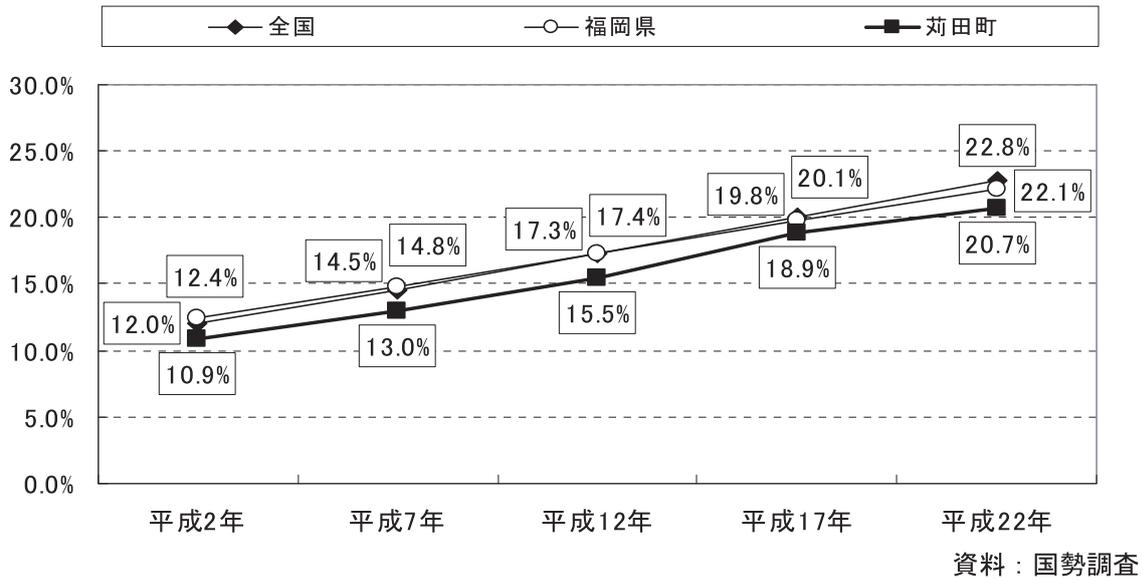


【校区別高齢者人口・校区別高齢化率】（図10）



また、高齢化率を全国・福岡県と比較すると低い水準で推移しています。(図 11)

【高齢化率の推移（全国・福岡県との比較）】(図 11)

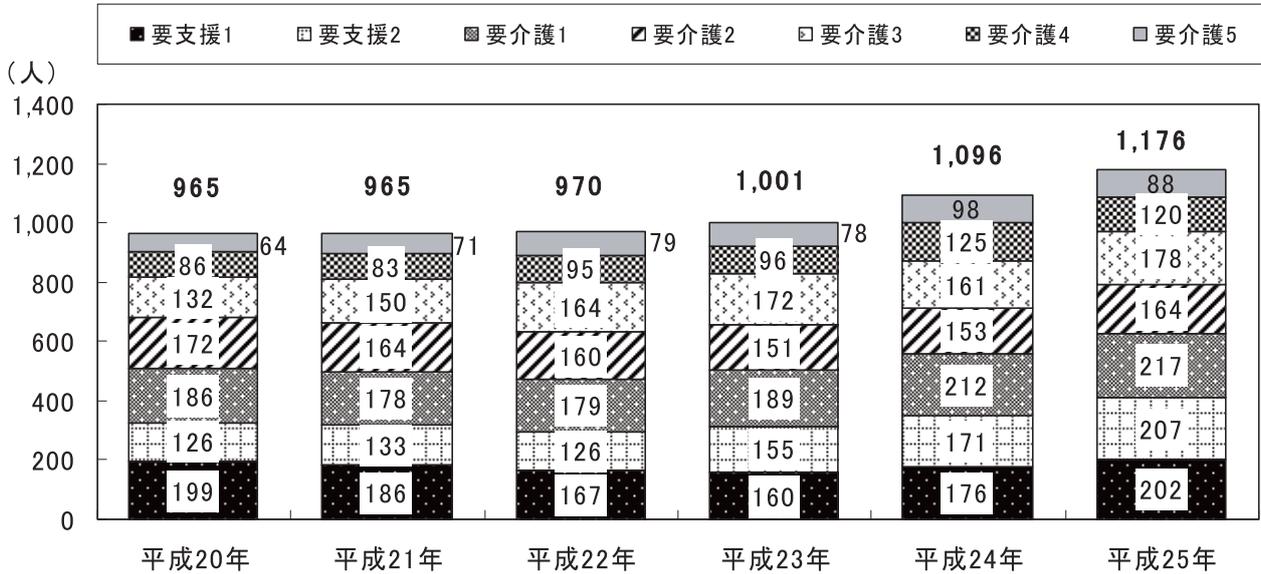


第2章 苧田町の地域福祉を取り巻く状況

② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、平成21年から増加傾向となっています。要介護認定別にみると、特に要支援2が平成20年から平成25年までの5年間で81人増え、増加傾向にあります。(図12)

【要介護認定者数の推移】(図12)



資料：介護保険事業報告（各年3月31日現在）

③ 在宅高齢者世帯の状況

在宅高齢者世帯の状況をみると、高齢者同居世帯が最も多いものの、平成2年から平成22年までの20年間で高齢者単身世帯は3.5倍、高齢者夫婦世帯は2.5倍に増加しており、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの世帯の増加が顕著です。(図13)

【在宅高齢者世帯の状況】(図13)

単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
高齢者単身世帯	396	598	851	1,079	1,400
高齢者夫婦世帯	572	814	1,061	1,254	1,429
高齢者同居世帯	1,545	1,765	1,804	1,941	2,059

資料：国勢調査

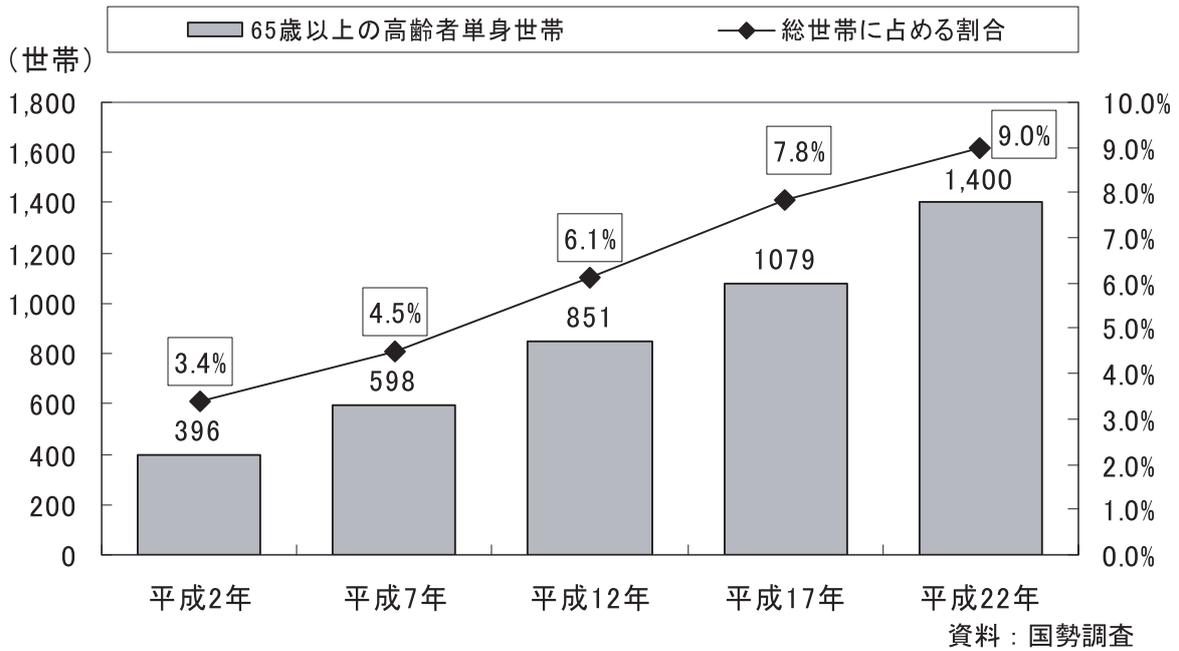
※高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。

④ 65歳以上の高齢者単身世帯の推移

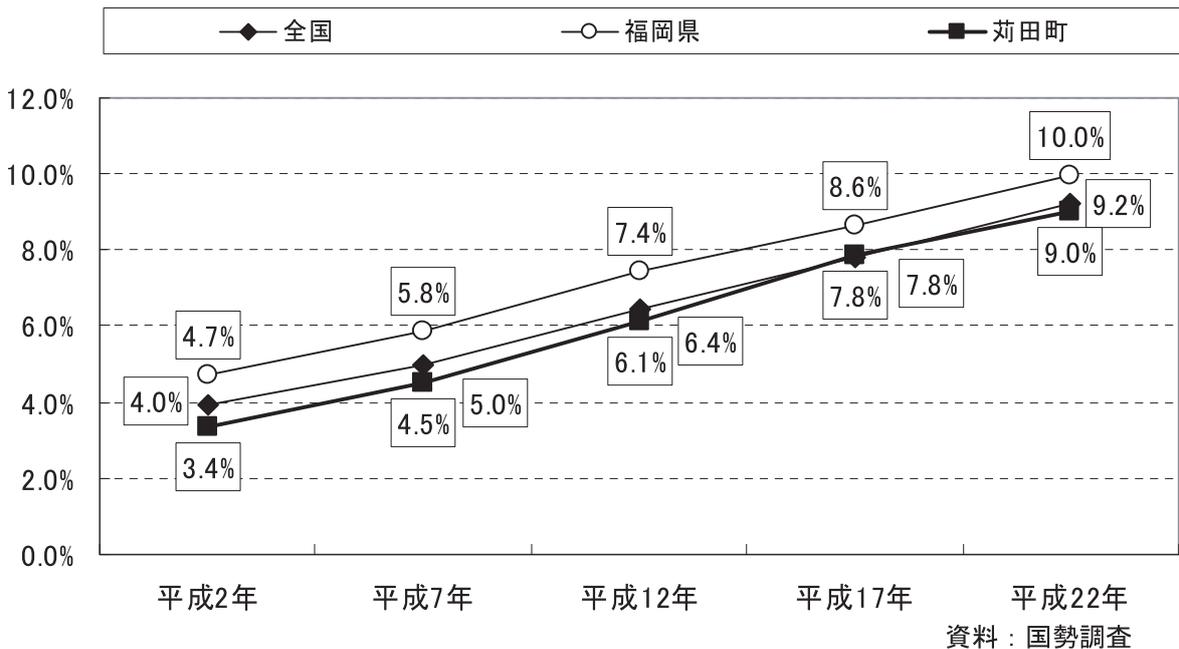
65歳以上の高齢者単身世帯は、平成2年の396世帯から平成22年には1400世帯に増加しており、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合をみても、9.0%と増加傾向にあります。(図14)

また、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合を全国・福岡県と比較すると若干低い水準で推移していますが、増加傾向を示しています。(図15)

【65歳以上の高齢者単身世帯の推移】(図14)



【総世帯に占める高齢者単身世帯率の推移(全国・福岡県との比較)】(図15)



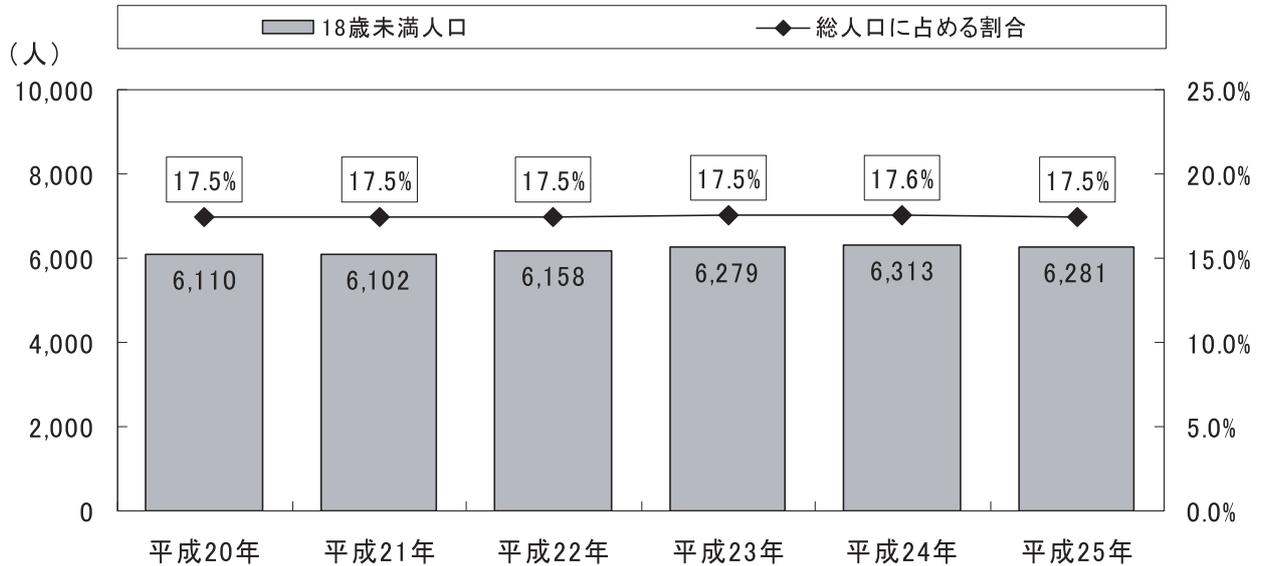
第2章 苧田町の地域福祉を取り巻く状況

(3) 子どもの状況

① 18歳未満人口

18歳未満人口は、年により若干変動しているものの、平成20年の6,110人から平成25年には6,281人と、5年間で171人増加しています。(図16)

【18歳未満人口の推移】(図16)

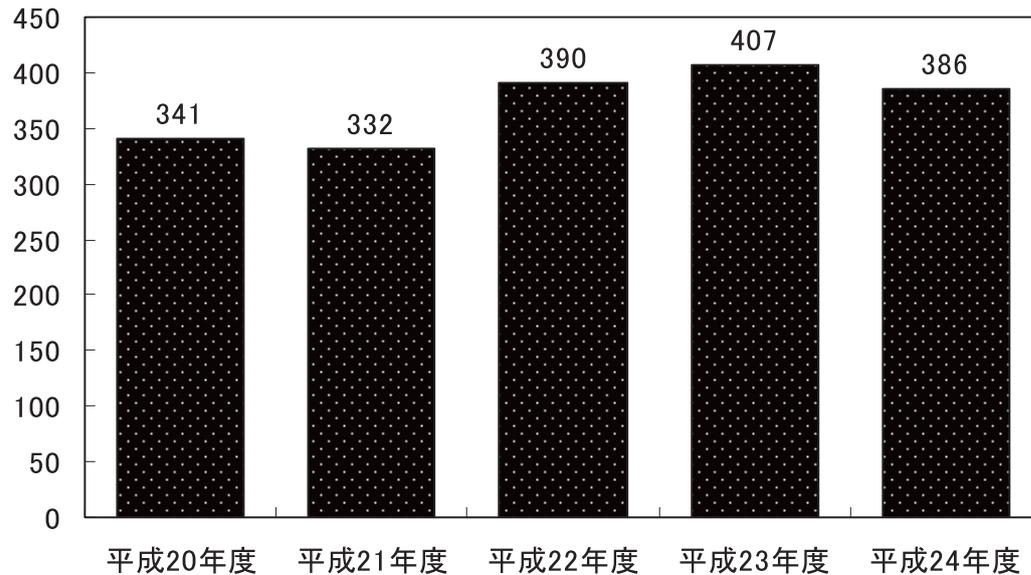


資料：苧田町(各年4月1日現在)

② 出生の動向

出生数をみると、350~400人前後で推移しています。(図17)

【出生数】(図17)



資料：人口動態統計

(4) 障がいのある人の状況

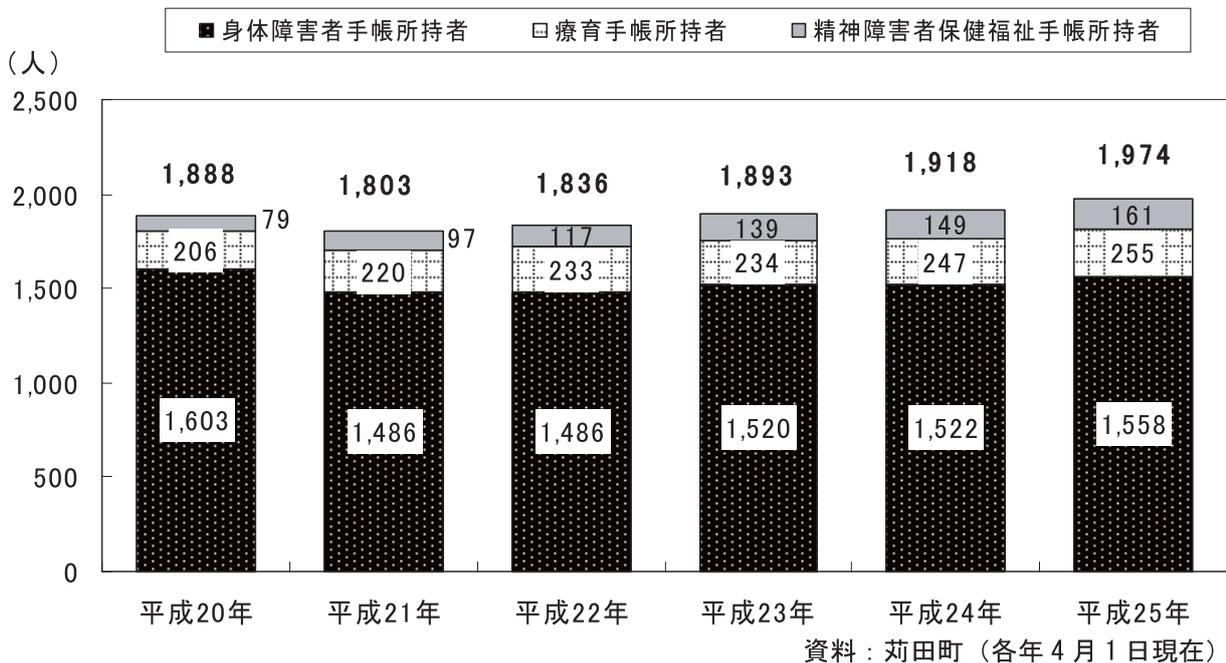
① 障害者手帳所持者の推移

苅田町の障害者手帳所持者の推移は、平成20年の1,888人から平成25年では1,974人となっており、5年間で86人増加しています。

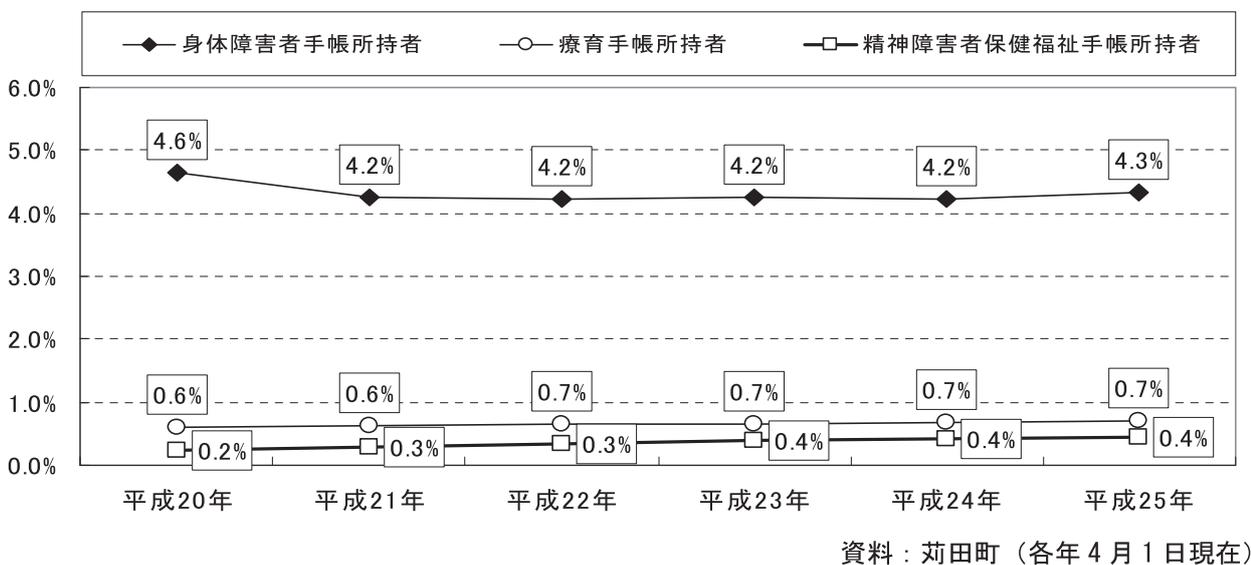
障がいごとにみても、平成20年から平成25年までの5年間で療育手帳所持者は49人、精神障害者保健福祉手帳所持者は82人増加しています。(図18)

また、平成25年現在の総人口に占める手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者は4.3%、療育手帳所持者は0.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者は0.4%となっています。(図19)

【障害者手帳所持者の推移】(図18)



【総人口に占める手帳所持者の割合】(図19)



第2章 苅田町の地域福祉を取り巻く状況

(5) 支援が必要な人の状況

① ひとり親世帯の状況

苅田町のひとり親世帯の状況は、母子世帯が317世帯、父子世帯が35世帯となっており、一般世帯数に占める割合をみると、全国・福岡県と比べると父子世帯ではともに同率となっているが、母子世帯ではやや高い傾向にあります。(図20)

【ひとり親世帯の状況（国・県との比較）】(図20)

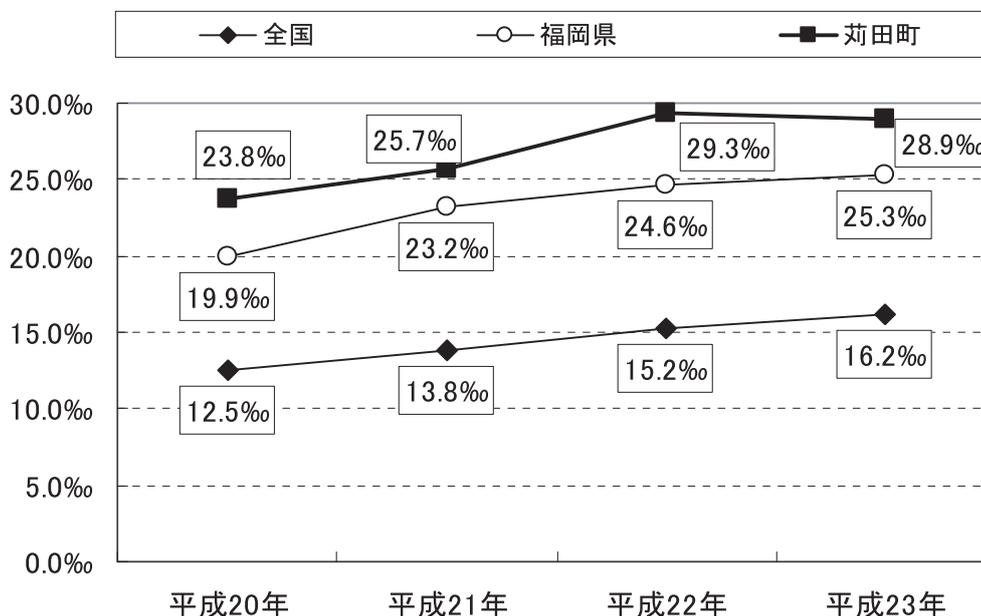
	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数(世帯)	構成比(%)	実数(世帯)	構成比(%)
全国	51,842,307	755,972	1.5	88,689	0.2
福岡県	2,106,654	39,386	1.9	3,643	0.2
苅田町	15,560	317	2.0	35	0.2

資料：国勢調査（平成22年）

② 生活保護率

苅田町的生活保護率は、全国・福岡県と比較すると高い水準で推移しており、平成23年では28.9%となっています。(図21)

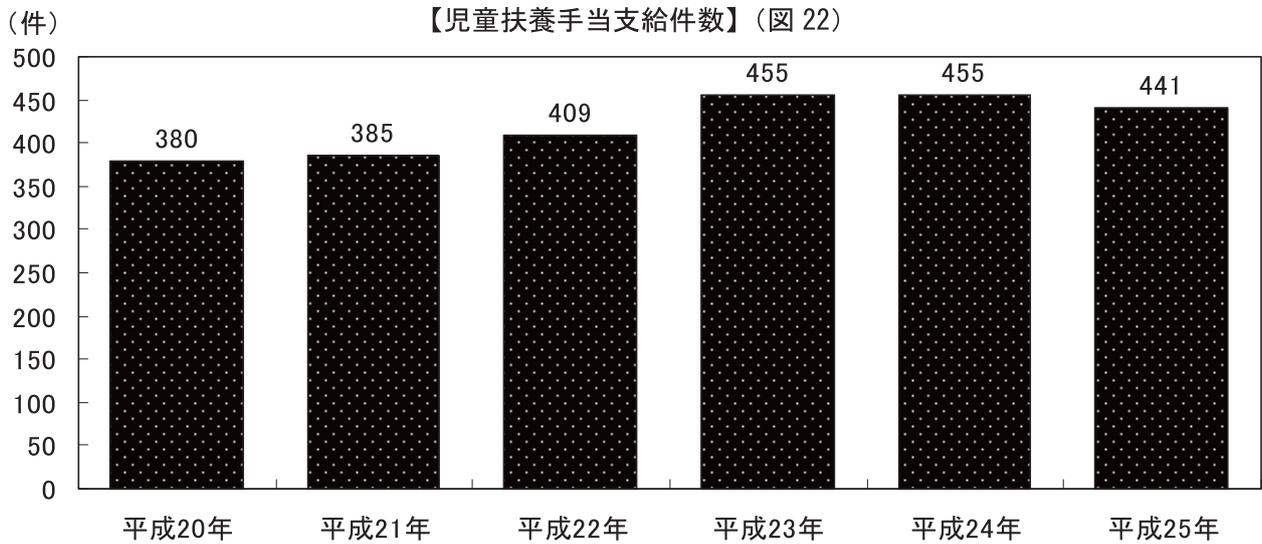
【生活保護率（全国・福岡県との比較）】(図21)



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」
 ※保護率(人口千対) = 「被保護実人員(1か月平均)」 ÷ 「各年10月1日現在 総務省推計人口(総人口)」 × 1000

③ 児童扶養手当支給件数

児童扶養手当支給件数は、平成20年の380件から平成23年では455件と増加傾向で推移してきましたが、平成25年には441件と減少に転じています。(図22)



資料：福岡県児童扶養手当市町村別内訳表（各年3月31日現在）

第2章 苧田町の地域福祉を取り巻く状況

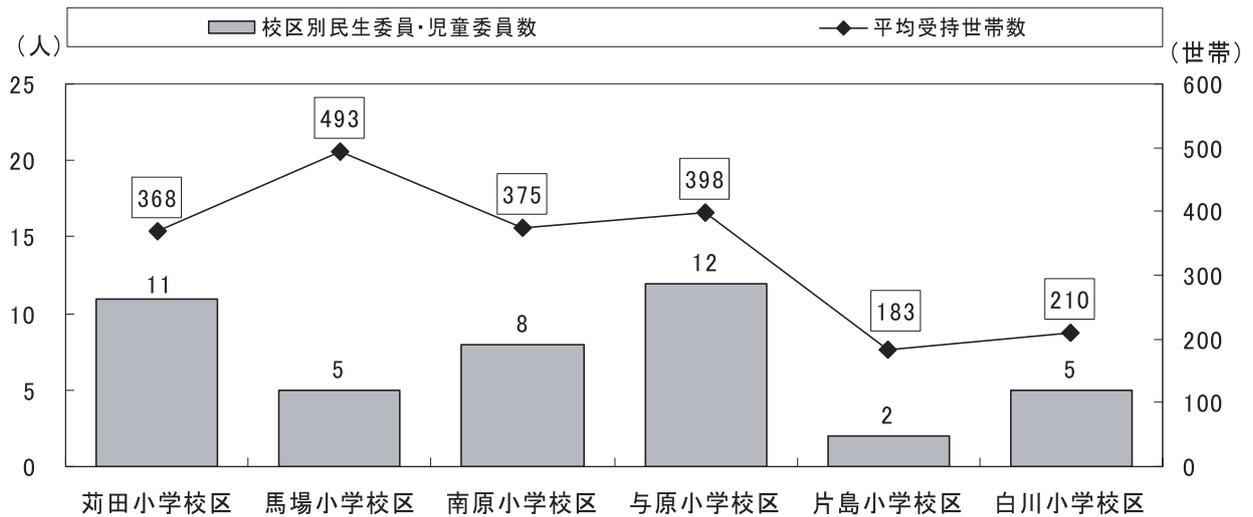
(6) 地域の福祉資源の状況

① 校区別民生委員・児童委員

校区別民生委員・児童委員数は与原小学校区（12人）、苧田小学校区（11人）が10人以上となっています。

また、平均受持世帯数をみると、馬場小学校区（493世帯）で特に多く、次いで与原小学校区（398人）となっています。（図23）

【校区別民生委員・児童委員】（図23）



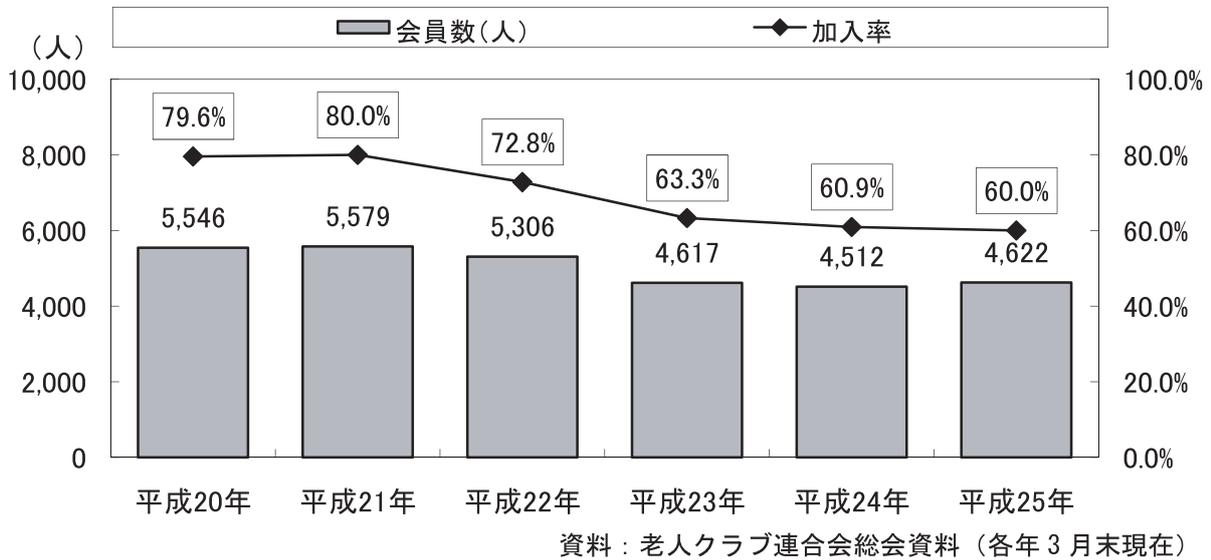
資料：苧田町（平成25年4月1日現在）

主任児童委員除く

② 老人クラブ

老人クラブの会員数は平成20年では5,546人、平成25年では4,622人と、年により若干変動しているものの、減少傾向にあり、また、加入率も減少傾向で推移しています。(図24)

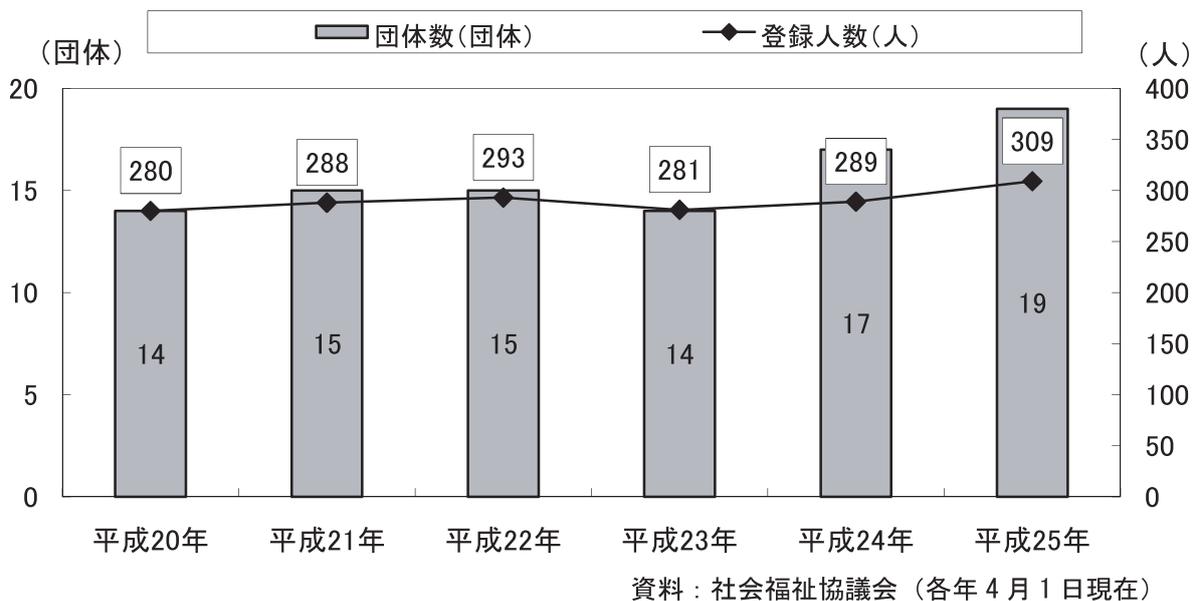
【老人クラブ】(図24)



③ ボランティア団体

ボランティア団体の状況を見ると、登録人数は平成22年では293人、平成23年では281人と減少しましたが、平成25年には平成24年から20人増加して309人となり、また、ボランティア団体数も平成23年以後は増加傾向にあります。(図25)

【ボランティア団体】(図25)



2 住民アンケートや関係団体ヒアリングなどからみえてきた課題

(1) 地域福祉をめぐる課題

① 地域のつながりの希薄化

国勢調査によると、苅田町における1世帯あたりの人員は、平成2年の2.88人から平成22年には2.31人と減少しており、世帯規模の縮小が確実に進んでいます。

こうした中、住民アンケート（住民アンケートは資料編に記載）によると、「近所の方と親しく付きあっている」と答えた人は25%程度で、「付き合いがほとんどない」と答えた人は1割強となっています。中でも、ひとり暮らしの世帯においての4割弱が、「付き合いがほとんどない」と答えており、孤立しがちな様子が伺えます。住民ワークショップ・関係団体ヒアリングにおいても「生活の様子が分からない人やアパート・マンションなどではつながりのできない人が増えている」という意見が多く出されており、近所付き合いの希薄さが問題となっています。

一方、住民同士の支えあいが「必要だと思う」と答えている住民は、7割を超えており、住民同士の交流や協力・助けあいの関係づくりを進める体制整備が課題として浮かび上がってきます。その一つに2011年の東日本大震災、2012年の九州北部豪雨などにより、防災意識が高まり、地域での助けあいが必要であると感じる契機となったといえます。

しかしながら、20歳～49歳では、「自治会に加入しなくても良い」と答える人が4割と多く、そのうちの38%程度が、「自治会に加入しなくても困らないから」と答えています。住民同士の支えあいを進めるためには、地域のつながりの必要性を広く周知するとともに、地区行事への参加を活発にすることが必要です。

② さまざまな生活課題への対応

地域にはさまざまな生活課題があります。

全国的には、少子高齢化が進んでおり、平成22年の国勢調査によると、全国の高齢化率は22.8%となっています。苅田町では20.7%と国に比べて低いものの、確実に高齢化は進んでいる状況です。それに伴い、要介護の高齢者が増え、特に認知症の高齢者に関しては家族や地域の理解不足もあって、介護負担が重くなっています。当事者組織の強化拡大や相談体制の整備など、本人や家族の思いや悩みを聞く仕組みづくりが必要です。

また、65歳以上のひとり暮らしの世帯は、総世帯に占める割合は、平成2年の3.4%から平成22年の9.0%と増加傾向にあります。高齢者の孤立死などを防ぐためには、見守りや声かけ訪問などの安否確認が必要となります。特に、福祉サービス未利用者やいきいきサロンに参加しない高齢者への取組みは、強化する必要があります。また、昼間ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯に対しても孤立防止の取組みが必要です。

障がいのある人が必要な福祉サービスを受けながら、地域の中で安心して暮らしていくには、地域住民の正しい理解と協力が必要であるとともに、就労支援などの企業の取組みも必要です。住民ワークショップ・関係団体ヒアリングにおいて「地域の障がいのある人の様子が分からない」という意見が多くありました。これは、住民の障がい者に対する理解不足から、障がい者のひきこもりなどを招き、障がいのある人が

孤立している様子が伺えます。地域活動に障がいのある人が参加しやすい配慮や参加機会を増やし、交流を進めることが必要です。また、障がいのある子どもを育てる親からは、「子育ての不安」や「子どもの将来への不安」あるいは、「親が亡くなった後の子どもの生活への不安」が多く聞かれ、親への心のケアとしての相談体制や悩みを話しあえる当事者組織の強化、就労支援などの企業の取り組みが必要です。

また、視覚や聴覚に障がいがある人への情報提供手段の充実も求められており、特に災害時の的確な情報提供について考える必要があります。

子育て支援は、「次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子育て支援の充実・支援体制の整備に努めていますが、地域関係の希薄化から、身近に相談できる人がいない人が増えてきています。関係団体ヒアリングなどでは、「悩みや不安を話しあえる交流の場の充実」を望む声があり、子育て世代同士の交流や子育て経験者などによる相談の仕組みづくりが必要です。家庭環境の問題などにより、貧困や虐待、不登校などのケースも増えており、早期の発見・対応の仕組みづくりが求められています。

その他にも、地域社会に現れている新しいさまざまな生活課題（孤立死や買い物不慣れ者など）は、これまで整備されてきた対象者別・分野別の社会福祉制度（高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活保護など）では、対応できない課題も増えてきています。

こういった新たな生活課題は、行政や社会福祉協議会の公的な生活支援だけでは対応しきれず、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPOなどと幅広く協働・連携して解決や予防に向けての取り組みが必要です。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

これまで培われてきた相互扶助機能が低下し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会のあり方が変わりつつあります。

地域で生活課題を抱えた人たちを支援するためには、法律などの制度に基づいて行政が中心となって行う公的な生活支援だけでなく、近隣や地域社会が主体となって行う柔軟な生活支援が必要となってきます。

そこで、苅田町に住む住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ちながら、行政、地域住民、自治会、ボランティアや福祉サービス提供者などが協働して地域福祉を推進し、年齢あるいは障がいの有無に関係なく安全・安心に過ごすことのできる苅田町を目指します。

そこで本計画において、

誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり

を基本理念とします。

2 基本目標

基本理念の「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を実現するために次の3つの基本目標を定め、施策を推進していきます。

(1) 一人ひとりの生活を支える体制づくり

私たちの生活は「地域」に基盤があり、「地域」によって支えられています。地域のつながりや支えあいが、一人ひとりの暮らしを支え、課題を解決し、暮らしを豊かにしてくれます。

しかし、地域住民のつながりの希薄化が、孤立死をまねいたり、隣に住んでいても困りごとに気づかなかったり、あるいは地域の機能が働かないなどさまざまな課題があります。

その一方では、地域の支えあいや助けあいの必要性は増えています。高齢者、障がい者、子育て中の世代の人など誰もが安心して暮らせることが重要です。

そのためには、困りごとを抱えた人たちの課題をなるべく早く把握する仕組みや、住民が困りごとを相談しやすい環境づくりをしなければなりません。

また、把握した課題に対しては、公的な生活支援で解決を図るとともに、近隣や地域社会、ボランティア、NPOなどと連携しながら、生活課題の解決を図る必要があります。

(2) 地域を支える人づくり

「地域」には高齢者もいれば、障がい者もいます。さまざまな生活課題を持っている人々がいます。その多様性を認めあい、地域で暮らしていくためには、全ての住民が福祉意識を高め、地域での福祉文化を育てていくことが大切です。

そのためには、子どもから高齢者まで全ての住民が、地域福祉の担い手としての自覚を持つことが必要です。そこで福祉教育、人権教育、福祉に関わる人たちの研修会や講座の充実が求められます。

また、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOのように地域で活躍する担い手の活動の支援やこれから担い手となるべき人材の発掘・育成を図る必要があります。

(3) 安心して暮らせる地域づくり

困りごとを持った人を支えるためには「地域」の関わりが重要です。地域住民をはじめ、福祉に携わる人全てが、一つの大きな輪となって支えることが望めます。

そのための住民同士が支えあう関係づくりや、団体同士のネットワークづくりの取り組み、ネットワークが上手く機能する仕組みづくりが必要です。

さらに、子どもや高齢者、障がい者などが安全に暮らしていくためには、ユニバーサルデザイン（注1）やバリアフリー（注2）といった考え方に基づいて、道路や施設などの生活環境の整備や、公共交通などの移動手段の充実を図ることも必要です。

また、住民や消防・警察などと連携して、子どもや高齢者、障がい者などの要支援者を犯罪や災害から守るための対策も地域とともに進めていきます。

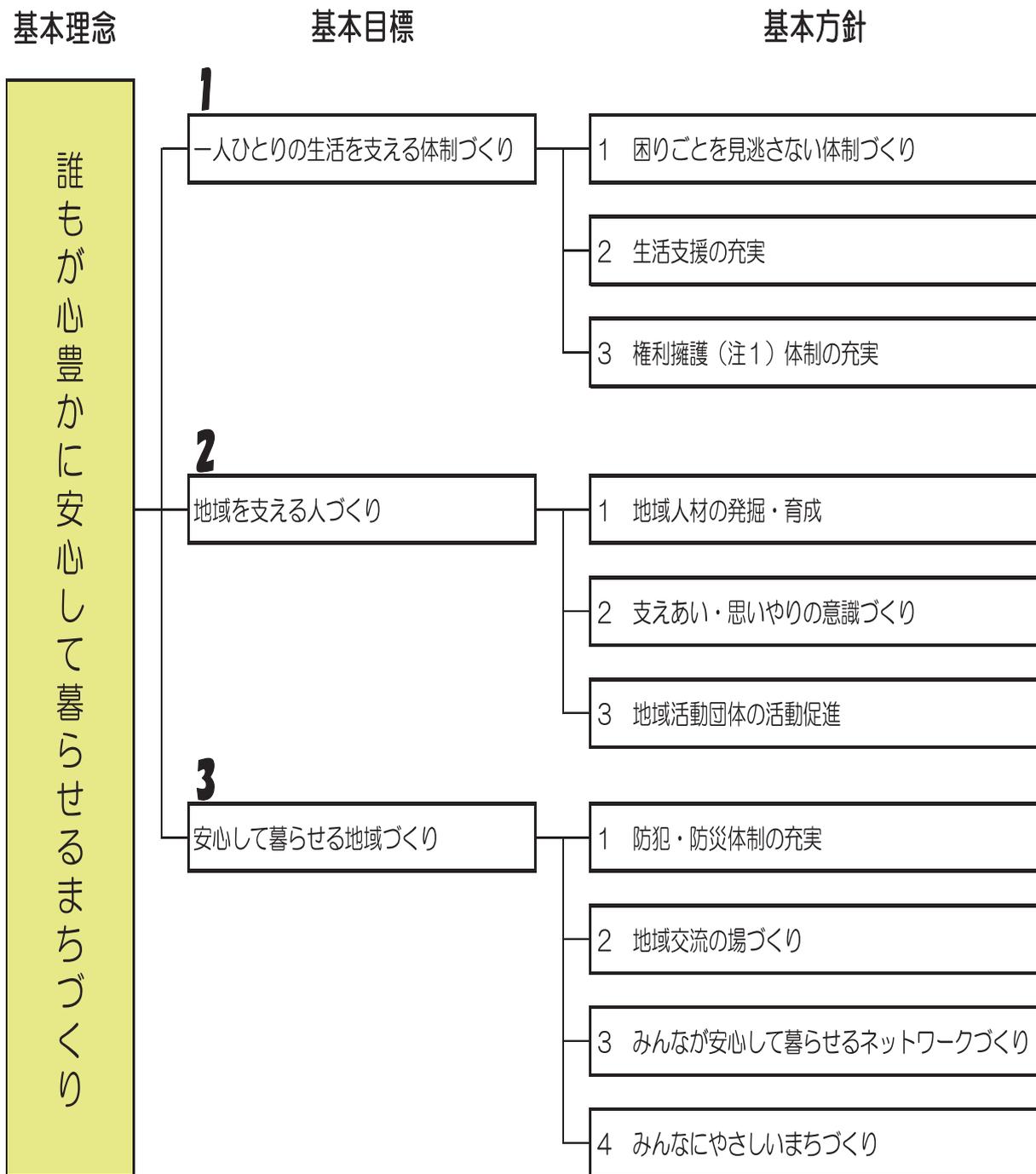
(注1)

ユニバーサルデザインとは、「全ての人のためのデザイン」を意味し、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて年齢や障がいの有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるようにデザインすること、またはデザインされたものを意味します。

(注2)

バリアフリーとは、子ども、高齢者、障がい者、妊産婦などをはじめ、全ての人々の行動や社会参加を阻むさまざまな障壁を取り除くことを意味します。

3 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系



（注3）

権利擁護とは、市民であれば当然守られるべき法的利益さえ侵害されている当事者の立場を擁護し、侵害されるおそれのある当事者の生活を支える手立てを講じようとするものを意味します。

第4章 具体的な取組み

この計画書において、基本となるべき「助けあい」の形は次のようになります。

自 助

個人や家庭による自らの努力で課題を解決すること

共 助

地域社会における個人（隣近所や友人、知人）や地域組織（ボランティア、NPO、住民活動）がお互いに助けあい、課題を解決すること

公 助

個人や地域社会では解決できない問題への取組みなど行政が主体となって課題を解決すること

基本目標 1

一人ひとりの生活を支える体制づくり

基本方針 1 困りごとを見逃さない体制づくり

基本的考え方

地域の中に存在する課題は、表面化しやすいものとそうでないものがあります。これらの課題に少しでも早く気づき、その解決を図ることが必要です。

住民アンケート調査によると、困りごとの相談先は、第一に「同居している家族・親族」であり、次に「離れて暮らしている家族・親族」「友人・知人」の順になっています。相談機関に相談する人は少なく、生活課題の発見が遅れる可能性があります。

また、住民ワークショップや関係団体ヒアリングでは、情報の不足や、相談窓口を知らないなどの悩みを抱えている人が多く、また、地域のつながりの希薄化により、周りの人たちの生活状況が把握できないなどの課題を抱えています。

生活課題は、当事者が相談窓口などに申し出ない場合には、発見されずに解決に結びつかないことが多く、また、人間関係が希薄な場合、地域住民による発見も遅くなりがちです。

そのような人たちの生活課題を解決するためには、気軽に相談できる体制が不可欠であり、相談窓口間の連携、関係団体などが連携した身近な地域での相談体制の充実が必要です。

また、地域の中で、課題を素早くみつけ、解決へ導く体制づくりが必要です。

取組みの役割分担

自 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近所の人に積極的にあいさつや声かけをしましょう ・ 困ったことは、相談窓口や民生委員・児童委員など地域の相談役に気軽に相談しましょう ・ 自分から情報を収集するように努力をしましょう ・ 困っている人がいたら、積極的に声をかけましょう ・ 日頃から地域の課題を考えましょう ・ 小地域福祉活動などに積極的に参加しましょう
共 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣組などで、高齢者などへの声かけをしましょう ・ 小地域福祉活動を推進しましょう ・ 地域の活動などの情報を発信しましょう
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談窓口をつくるなど相談体制の充実を図ります ・ 分野ごとの相談機関についての周知を図ります ・ 情報の充実に努めます

＜主な具体的施策＞

事業名	事業概要	主な担当部署
ホームページ事業	利用者にとって「分かりやすく使いやすいホームページ」の作成と情報を随時、即時掲載するようにします。	協働のまちづくり課 社会福祉協議会
F Mラジオ放送広報 宣伝事業	スターコーンFM放送において苅田町の情報番組を作成し、放送します。	協働のまちづくり課
障害者相談支援事業	障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止など関係機関との連絡調整を図るなどします。	地域福祉課
児童発達相談支援セ ンター事業	発達障がいの早期判断と、それに基づいた適切な訓練などを提供します。また、発達障がいに関する相談支援事業を実施します。	地域福祉課
高齢者の総合相談窓 口	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、高齢者などを対象とした総合相談窓口を設け、在宅生活（健康、安全）に関する相談業務を実施します。	地域福祉課
女性相談事業	DV被害や職場でのセクシュアルハラスメントの被害について女性ホットラインを活用し、相談窓口の充実に努めます。	総務課
消費生活に関する相 談窓口の充実	消費生活に関する苦情・相談に対応できるように、消費生活相談員を設置し、窓口業務の充実に努めます。	くらし安全課
生徒指導・教育相談事 業	問題を抱える児童・生徒や指導上特別な支援を必要とする児童・生徒、その保護者のための相談・支援体制の充実に努めます。	教育総務課
福祉に関する総合相 談窓口設置	福祉相談を総合的に受け止め、解決や支援へつなげるよう、相談事業所や窓口の連携を図り、総合的な窓口の機能を高めます。また、法律相談や心配ごと相談、介護ホッと相談など既存の相談事業の他、新たに「まちかどふくし相談」を設け、身近な相談窓口を設置します。そして、福祉情報（福祉サービスや地域の助けあい活動など）の冊子を作成することで周知に努めます。	地域福祉課 社会福祉協議会
介護予防普及啓発事 業	介護予防の普及啓発のための運動教室などの介護予防教室を開催します。	地域福祉課
要保護児童対策協議 会と関係機関の連携	関係機関の連携により要保護児童対策地域協議会を開催して、情報交換を行いながら児童虐待の早期発見に努めます。	子育て支援課

第4章 具体的な取組み

事業名	事業概要	主な担当部署
各地区の小地域福祉活動推進委員会の活動支援	活動費の助成や各地区定例会への参加による助言、研修会の開催などを通し活動を支援します。	社会福祉協議会
支えあい会議の推進	地域で気になる人や孤立する人を支える為の話しあいを「住民支えあいマップ」などを活用し、地域住民や関係機関と共に自治会ごとで開催します。	社会福祉協議会
視聴覚障がい者への情報提供	視聴覚障がい者が情報から孤立しないよう、ボランティアによる点訳・音訳広報やメールなど情報提供を図ります。	地域福祉課 社会福祉協議会
関係機関や各種事業者の連携による見守りの推進	地域で気になる人や孤立しがちな人について、関係機関や各種事業者の連携による情報共有や見守りを進めます。特に、マンション・アパート世帯やひとり暮らし高齢者の見守りについて不動産事業者や新聞販売店との協働を進めます。	地域福祉課 消防本部 社会福祉協議会

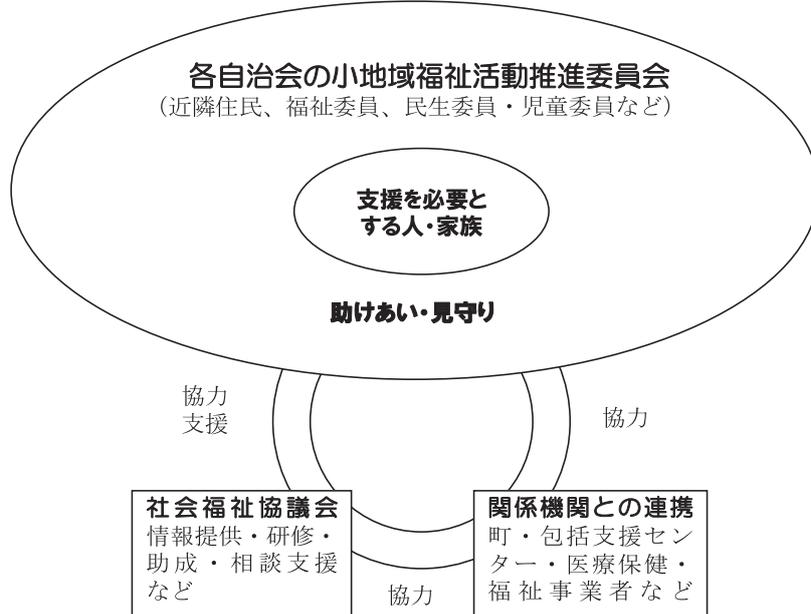
小地域福祉活動とは？

「小地域福祉活動」とは、住民同士の交流を図ったり、地域において支援を必要としている人に、自治会を中心として、近隣住民、福祉委員、民生委員・児童委員などが協力し、必要に応じて、専門機関との連携のもと、見守りや助けあいを進めたりする活動です。

☆主な活動メニュー

- ・見守り訪問活動
ひとり暮らし高齢者などを訪問し、孤立防止につなげます。
- ・ふれあいきいきサロン
孤立防止や介護予防を目的に、地域の公民館などで、支援が必要な人たちとともに食事会やレクリエーションで楽しみます。
- ・助けあい活動
買い物など日常のちょっとした困りごとに対し近隣の助けあいを進めます。
- ・世代間交流活動
地域の各世代がつどい、さまざまな行事を共有することで地域住民のつながりを深めます。

小地域福祉活動の構成



基本方針 2 生活支援の充実

基本的考え方

一人ひとりの困りごとにはさまざまなものがあります。その中でも、福祉サービスを受けたい人たちが、安心して利用のできる福祉サービスを質・量ともに充実させていくことが必要です。

苅田町においては、「障害者長期計画」「障害福祉計画」「パンジープラン21」「次世代育成支援対策行動計画」「いきいきかんだ21」などを策定し、福祉サービスの充実を図っています。

生活支援の充実を問う住民アンケート調査では、「保健・医療・福祉の情報提供や相談機能を充実させる」と答えた人は27.8%で、また、「福祉サービスの質・量を確保する」と答えた人は19.3%となっています。（それぞれ複数回答あり）

同じく、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために重要なこととしても、「保健・医療・福祉の情報提供や相談機能を充実させる」と答えた人は20.7%と割合が高くなっています。（複数回答あり）

子育てについては、「子育てと仕事を両立できるよう保育サービスを充実させる」や「子育てと仕事を両立できるよう働き方の見直しと環境を整備する」が39歳以下の世代で高くなっています。

その他住民ワークショップ、関係団体ヒアリングでは、生活困窮者に対する支援の問題や高齢化に起因する買い物不便者の問題、そして見守りについての問題などさまざまな意見が出されました。

このようなさまざまなニーズに対応するため、利用しやすい生活支援の充実に取り組むとともに、社会福祉協議会はもとより、企業やボランティア、NPO、社会福祉法人などの多様な担い手の参画と地域による支えあい、助けあい活動の支援を促進しながら、利用しやすい生活支援の基盤整備に取り組めます。

取組みの役割分担

自 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の生活に関するサービスに関心を持ちましょう ・福祉サービスに関しての意見を出しましょう ・福祉サービスの情報収集をしましょう ・説明会などに参加しましょう
共 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動などの情報を発信しましょう ・NPOや社会福祉法人は福祉サービスの内容を発信しましょう ・団体や事業者は福祉サービスの充実に努めましょう ・グループでまとめ買いをするなど買い物不便者に支援をしましょう
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別計画に沿って、サービス基盤の整備に努めます ・生活困窮者に対する支援に努めます

第4章 具体的な取組み

<主な具体的施策>

事業名	事業概要	主な担当部署
「障害者長期計画」の推進	「障害者長期計画」に基づき、障がいのある誰もが地域で安心して暮らせる社会づくりのための基盤の整備に努めます。	地域福祉課
「障害福祉計画」の推進	「障害福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの基盤整備、サービスの質の向上を計画的に進めます。	地域福祉課
「パンジープラン21」の推進	「パンジープラン21」に基づき、介護や支援が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者福祉の推進や介護保険制度の充実を図っていきます。	地域福祉課 保険健康課
「次世代育成支援対策行動計画」の推進（26年度まで）	「次世代育成支援対策行動計画」に基づき、保育サービスや子育て支援の基盤整備などを計画的に進めます。	子育て支援課
「子ども・子育て支援事業計画」の策定と推進（27年度から）	子ども子育て支援法に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育及び地域の子ども・子育て事業の提供体制の確保、業務の円滑な実施を図ります。	子育て支援課
「いきいきかんだ21」の推進	「いきいきかんだ21」に基づき、住民の健康づくり運動の推進を図ります。	保険健康課
生活困窮者支援	生活困窮者自立支援法に基づく支援を図ります。また、経済的困窮者などの深刻な生活課題を解決するために、社会福祉協議会による食料品の提供など緊急的な支援を図ります。	地域福祉課 社会福祉協議会
小地域福祉活動による助けあいの推進	住民同士の助けあいを進めるために、小地域福祉活動を支援し、見守り活動やふれあいいきいきサロン活動などを活性化させます。	社会福祉協議会
当事者同士による生活支援活動	障がいのある子どもを育てる親同士など、当事者同士がお互いの生活の困りごとを支えあうための活動を進めます。	社会福祉協議会
有償サービスによる助けあいの推進	既存の制度や生活支援では対応できない福祉課題に対し、有償による住民同士の助けあい活動を進めます。	社会福祉協議会
徘徊 SOS ネットワーク活動の充実	認知症の高齢者などが徘徊で行方が分からなくなった際、SOS協力員や警察署などの協力により捜索活動を行います。また、SOS協力員の拡充や関係機関との連携を進め、実効性を高めるような仕組みへ改善していきます。	社会福祉協議会

事業名	事業概要	主な担当部署
福祉事業者・団体・各種事業者による協働事業	事業者の専門性や機能を活かし、地域の要支援者の支援を進めます。例えば、福祉専門職による相談会や介護教室を実施したり、要支援者の家族が留守時に宿泊施設にて見守り事業を行うなどします。	社会福祉協議会
子育て家庭の支援	子育て中の母親が孤立することのないよう、地域や関係機関から情報収集に努め支援につなげます。また、ファミリーサポート事業など必要な支援の実施や開発を検討します。	子育て支援課 社会福祉協議会
ハンディキャブ事業による外出支援	ひとりでの外出が困難な高齢者や障がい者に対し、ボランティアが運転する福祉車両による外出支援をします。	社会福祉協議会
歳末助けあい運動による支援	地域住民の歳末募金を地域の低所得者などに生活支援の一助として支援金を配布します。	地域福祉課 社会福祉協議会



基本方針 3 権利擁護体制の充実

基本的考え方

認知症の高齢者や知的障がいのある人などの中には、財産管理や日常生活で生じる契約など、判断を求められる行為を行う場合に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度（注4）や日常生活自立支援事業（注5）があります。

今後、高齢化や核家族化の進展に伴い、認知症の高齢者の財産管理や悪徳商法などの消費生活の問題、また、虐待の問題など、権利擁護に関わる事例が増えることが予想されます。

住民ワークショップや関係団体ヒアリングにおいても、消費生活相談についての問題や認知症の高齢者に関しての課題がいくつか提起される中で、これらの課題の解決のために、社会福祉協議会をはじめとした関係団体と連携し、権利擁護のためのネットワーク構築に取り組む必要があります。

取組みの役割分担

自 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度などについて学びましょう ・悪徳商法・詐欺などの消費者問題などに関心を持ち、被害にあわないように注意しましょう ・困ったことがあったら、相談窓口や事業者にご相談しましょう
共 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で悪徳商法などの消費者問題に関する勉強会を開きましょう ・困っている人をみつけたら、相談窓口につなげましょう ・事業者はサービス利用者の人格を尊重し、サービスの提供をしましょう
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や日常生活自立支援事業など制度・事業の周知に努め、利用促進につなげます ・悪徳商法から高齢者や障がい者を守るため、消費者問題に関する情報提供に努めます

（注4）

成年後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などの精神上の障がいにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人の意思の確認や契約の代行、金銭管理などをしてくれる人を付けてもらう制度です。

（注5）

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うものです。

<主な具体的施策>

事業名	事業概要	主な担当部署
成年後見制度の啓発と利用支援	町・社会福祉協議会、その他の関係団体との連携により、制度の周知と利用促進に努めます。 また、法人後見による支援も含め、成年後見制度の利用支援を進めます。	地域福祉課 住民課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の啓発と充実	「日常生活自立支援事業」を周知し、利用の促進を図ります。また、日常生活自立支援事業の利用を必要とする人が増えるなか、生活相談支援員の確保や専門性の向上に努めることで、事業の充実を図ります。	地域福祉課 社会福祉協議会
エンディングプラン事業	頼れる親族のいない高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、事前に預託金を預かり葬儀・家財処分などの支援をします。	社会福祉協議会
消費生活問題・悪徳商法防止の取組みの推進	消費生活相談員と連携し、消費生活に関わる広報・講習会などの啓発活動や指導の充実を図ります。また、悪徳商法の事例などを住民に提供し、被害の削減に努めます。さらに、地域住民のコミュニケーションを高めることにより、悪徳商法の業者が出没しにくい地域づくりを目指します。	くらし安全課 社会福祉協議会
高齢者虐待防止対策 障がい者虐待防止対策 児童虐待防止対策	虐待防止ホットラインや相談窓口を活用し、高齢者、障がい者、子どもに対する虐待の防止のために関係機関が連携して問題の早期発見、解決につなげます	地域福祉課 子育て支援課

どう違うの？

成年後見制度

日常生活自立支援事業

<p><u>対象</u> 判断能力を欠く常況にある方</p> <p><u>担い手・支援機関</u> 成年後見人・補佐人・補助人</p> <p><u>費用</u> 自費</p> <p><u>手続き</u> 家庭裁判所に申立</p> <p><u>援助の種類</u> 財産・身上に関する法律行為</p>	<p><u>対象</u> 判断能力の不十分な方 (契約できる方)</p> <p><u>担い手・支援機関</u> 都道府県・市町村社会福祉協議会</p> <p><u>費用</u> 実施主体が定める料金を利用者が負担</p> <p><u>手続き</u> 市町村社会福祉協議会に相談・申込</p> <p><u>援助の種類</u> 福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 書類等預かりサービス など</p>
--	---

基本目標2

地域を支える人づくり

基本方針 1 地域人材の発掘・育成

基本的考え方

地域には、さまざまな困りごとを抱えた人たちが住んでいます。その中でも高齢者のひとり暮らし、障がい者、子育て家庭などは日常的に支援が必要です。

このような人たちは行政の行う生活支援だけでなく、身近な地域で関わることが大切であり、ボランティア、NPOなどの力も必要になります。

住民アンケート調査によると介護や子育てで困っている場合、支援をして欲しいと望んでいる人は半数に上ります。また、高齢者、障がい者にとって住みよいまちをつくるために重要なこととして「ホームヘルプなどの専門職の人材を確保・養成する」の回答が最も多くなっています。

地域福祉の担い手としては、地域の福祉委員、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどさまざまな分野の人々が活動しています。しかし、いわゆる「向こう三軒両隣」のような日常的な人間関係によって支えられる支援は、十分行き届いているとはいえません。

住民ワークショップや関係団体ヒアリングの結果では、「地域の担い手の高齢化や若い人の行事の参加が少ない」という意見や「福祉の専門職が不十分であると感じる」という意見が多く、地域福祉を担う人材の発掘・育成が課題となっています。

取組みの役割分担

自 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている人がいたら、積極的に声かけしましょう ・地域の人材発掘・育成に協力しましょう ・人材養成の講座や研修会などに積極的に参加しましょう
共 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動を通じて人材発掘に心がけましょう ・自分たちが行っている活動について、積極的に情報提供しましょう ・自分の経験や技術を活かし、地域活動に協力しましょう
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する学習会などを開きます ・地域と協力して、人材発掘に努めます ・社会福祉協議会や公民館などと連携し、ニーズを取り入れた学習会や研修会を開きます ・福祉に携わる人の資質の向上に努めます

＜主な具体的施策＞

事業名	事業概要	主な担当部署
公民館事業との連携	苅田まちづくりカレッジ卒業後に地域役員を担えるよう育成します。	生涯学習課
福祉専門職への研修実施と連絡会活動の充実	質の高い介護サービスが提供されるよう「苅田町ケアマネ協議会」と連携した研修会の実施や「地域包括支援センター」による町内の介護事業所職員を対象とした研修会を実施し、介護サービスの質の確保に努めます。ケアマネ協議会や通所ケアサービス連絡会による情報交換や自主研修の支援をします。	地域福祉課 社会福祉協議会
福祉関係者の学習機会の確保	地域福祉セミナーの開催など、福祉関係者が一同に会し、福祉課題の解決に向けた学習機会の確保に努めます。	地域福祉課 社会福祉協議会
ボランティアセンターの設置運営	ボランティアが活動しやすいようにボランティアコーディネーターを配置し、相談・紹介・研修・育成・情報提供などの援助をしていきます。	地域福祉課 社会福祉協議会
ボランティア団体の活動支援	ボランティア団体の活動上の諸問題について、助言・支援をし、活動費の助成をします。	社会福祉協議会
ボランティアの発掘・育成	ボランティア講座の開催や、趣味・特技・演劇によるボランティア活動、イベント開催による若年ボランティアの発掘、企業ボランティアの推進など、新たなボランティアの発掘・育成をします。	社会福祉協議会
ボランティアコーディネーター活動の充実	ボランティア活動に関わる人と人、組織と組織をつなぐコーディネーター活動を充実させ、ボランティア活動を活性化させます。	社会福祉協議会
施設ボランティアコーディネーター設置の促進	施設におけるボランティア活動が進められるよう、各施設にボランティアコーディネーターの設置を促進します。	社会福祉協議会
ボランティア団体などのリーダー研修の実施	ボランティア団体などのリーダーがひとりで問題を抱え込まないよう、情報交換や研修を進め、育成を図ります。	社会福祉協議会
手話奉仕員の養成	ろうあ者のコミュニケーションや情報確保の支援をするために講座を開催し、手話奉仕員の養成に努めます。	地域福祉課 社会福祉協議会
介護予防技術研修会の実施	介護保険事業所などでの介護予防の取組みを促進するため事業所職員を対象とした介護予防技術研修会を開催します。	地域福祉課

基本方針 2 支えあい・思いやりの意識づくり

基本的考え方

地域にはさまざまな立場の人が暮らしています。地域で交流を通じて支えあう意識を育み、住民が「福祉」について学び正しい知識をつけることが必要です。

住民アンケート調査によると、住民相互の助けあい活動を活発化するために大切なこととして、「思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ」と答えた人は26.7%で、また、「学校や社会教育で福祉教育を行う」と答えた人は16.7%います。（それぞれ複数回答あり）

住民ワークショップや関係団体ヒアリングでも「地域の道德意識が低いのではないか」という意見や、「マナーやルールを守れない人が増えている」という意見があげられています。

福祉意識の醸成のために、子どもの頃からの福祉教育や人権教育を行い、個人の違いを尊重しつつ支えあうという意識づくりが必要です。

取組みの役割分担

自 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座や研修会などに積極的に参加しましょう ・ 年齢や障がいの有無に関係なくお互いを尊重しあいましょう
共 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で人権や福祉に関する学習会をしましょう ・ 出前講座などを積極的に利用しましょう
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育や社会教育の中で人権や福祉についての意識醸成に取り組めます ・ 「男女共同参画行動計画」「人権教育行動計画」などの関連計画を推進します ・ 福祉意識の醸成につながる行事や講座などを開催します



＜主な具体的施策＞

事業名	事業概要	主な担当部署
「男女共同参画行動計画」の推進	「男女共同参画行動計画」に基づき、地域活動や福祉分野での男女共同参画意識の醸成やDV（ドメスティックバイオレンス）に関する理解を深めます。	総務課
「人権教育行動計画」の推進	「人権教育行動計画」に基づき、人権尊重の心と態度を育成する人権教育を学校、家庭、地域など社会全体で推進します。	総務課
認知症講演会・教室の実施	認知症に対する正しい理解普及のため、住民や福祉関係者などを対象とした認知症に関する講演会・教室を実施します。また、広報などで認知症に関する啓発を行います。	地域福祉課 社会福祉協議会
福祉教育推進校の活動支援	学校における福祉教育のプログラムづくりや福祉教育活動報告冊子を作成するなど、学校における福祉教育の充実を図ります。	教育総務課 社会福祉協議会
地域住民への福祉啓発活動	多くの住民に福祉を身近に感じてもらう為、福祉講演会の開催や、公民館講座やPTA活動の中で福祉啓発活動を行います。 また、発達障がいなどを理解してもらうために、福祉啓発冊子の作成や、ろうあ者が近隣の人とコミュニケーションが図れるよう「ろうあ者の表示カード」の普及に努めます。	地域福祉課 社会福祉協議会
社会福祉大会の開催	社会福祉の増進と住民への社会福祉や地域福祉の理解を図ることを目的に社会福祉大会を開催します。	地域福祉課 社会福祉協議会
赤い羽根共同募金運動への協力	地域住民の募金活動への参加を促し、募金を財源とした地域福祉事業を知ることによってやさしさや思いやりを育み、自分たちの町を良くする仕組みづくりへの関心を高めます。	地域福祉課 社会福祉協議会

基本方針 3 地域活動団体の活動促進

基本的考え方

個人が抱えている生活課題を解決するためには、行政などによる公的な生活支援だけでなく、身近な地域での生活支援が行われることが必要であり、ボランティア、NPOなどの活動の重要性は年々高まっています。

住民アンケート調査によると、住民相互の助けあい活動を活発化するために大切なこととして、「身近な所で気軽にボランティア活動などに参加できる体制をつくる」や「地域でのボランティアなどの活動拠点の整備が重要」と回答しています。また、民生委員・児童委員の認知度を聞いたところ「自分の地域の民生委員を知らない」と回答した人が、7割を占めています。

住民ワークショップや関係団体ヒアリングでは、「さまざまな団体が地域で活躍しているが、活動への参加者が年々少なくなって、縮小傾向にある」といった意見や「活動資金の問題を抱えている」という意見が多く寄せられました。

団体の活動促進のためには、団体同士の連携やボランティア活動の場の提供、さらに人材の育成・支援が必要となります。

また、ボランティア活動がより活発な社会となり、支援が必要な人に対し、ボランティア、NPOなどが適切な生活支援を行えるような仕組みづくりに取組みます。

取組みの役割分担

自 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな団体の活動に関心を持ちましょう ・団体の活動に参加しましょう ・さまざまな団体を活用しましょう
共 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・団体活動をPRしましょう ・誰もが参加しやすいように活動の工夫をしましょう ・活動に参加しやすいように声かけをしましょう ・団体の活動内容の情報を提供しましょう
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の活動を支援します ・ボランティア、NPOなどの活動を支援します ・障がい者やその家族などの社会参加を積極的に支援します ・各種団体と連携した協働のまちづくりを進めます

＜主な具体的施策＞

事業名	事業概要	主な担当部署
民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員の地域での福祉活動を支援します。また、関係機関・団体との連携・協働を積極的に図るよう支援します。	地域福祉課 社会福祉協議会
シルバー人材センターの活動支援	働く意欲のある高齢者の就業の機会を提供することを目的とし、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりの支援や、子どもの一時預かり事業支援のため、シルバー人材センターの運営費などについて助成します。	地域福祉課 子育て支援課
福祉団体の活動支援	高齢者や障がい者、その家族などを支える福祉団体に対して、活動費の助成や団体同士の交流促進、また新たな活動の開発などにより活動を支援します。	地域福祉課 社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会活動の支援	ボランティア連絡協議会の役割を改めて明確にし、今後の地域課題における活動が充実できるよう、相談・助言・協働活動など支援していきます。	社会福祉協議会
民生委員・児童委員協議会との協働	民生委員・児童委員協議会と福祉団体や地域のボランティア、NPOの協働活動を進めます。	社会福祉協議会
福祉団体のPR冊子の作成	福祉団体のPR冊子を作成し、それぞれの団体の現状や課題など、当事者の抱える困りごとの周知に努めます。	社会福祉協議会
活動拠点と活動機材の整備	ボランティア室や福祉団体室を拠点とした活動や、機材の貸し出しを通して、ボランティア活動や福祉団体などの活動を支援していきます。	社会福祉協議会
協働のまちづくり事業	各種団体が、町と協働して行うまちづくりや人材育成、地域コミュニティの活性化など、公共性・公益性の高い事業に助成をします。	協働のまちづくり課

基本目標3

安心して暮らせる地域づくり

基本方針 1 防犯・防災体制の充実

基本的考え方

東日本大震災や九州北部豪雨などを契機に大規模災害に対して関心が向けられ、自主防災組織の設立や避難行動要支援者への取組みも進みつつあります。

また、青少年を取り巻く環境の悪化や、地域における互助機能の低下など、さまざまな社会の悪循環を背景に、犯罪の多発や凶悪化が全国的な社会問題となっています。

住民アンケート調査では、「自主防災組織は必要だと思いますか」の問いに、「はい」と回答した人が7割を占めています。しかし、地域の防災訓練への参加の状況を見ると参加している人は全体の1割程度にしか過ぎず、意識と行動に違いがあるようです。

また、住民ワークショップや関係団体ヒアリングでは、防災の面で、災害時の要支援者を把握することの必要性や普段からの声かけなどの大切さについての意見がありました。しかし、「避難行動要支援者がどこにいるのか分からない」といった悩みや「救助することとなった場合、どういった支援ができるのか分からない」という悩みが出されました。また、聴覚障がい者の避難支援についての課題が出されました。

防犯の面からは、「防犯灯が少なく危険」「子どもの遊べる場所が少なくなった」という意見、「通学路や遊び場など安全な生活環境の確保をして欲しい」という要望が出されました。



取組みの役割分担

自 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段から防災、防犯の意識を持つように心がけましょう ・ 自主防災組織の活動や防災訓練などに積極的に参加しましょう ・ 地域の避難所などを確認しておきましょう ・ 地域の危険箇所などの情報を共有し、確認しましょう ・ 青少年非行防止パトロールなどの活動に参加しましょう
共 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織づくりを進めましょう ・ 地域で危険箇所の点検などをしましょう ・ 防災訓練の実施や防災マップの作成など地域での防災対策を進めましょ う ・ 地域で子どもの見守りをして防犯活動を進めましょう
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域防災計画」の推進をします ・ 避難行動要支援者登録制度の充実に努めます ・ 福祉避難所の整備に努めます ・ 聴覚・視覚・言語機能障がい者などに緊急時に必要な情報を伝達できる よう情報伝達方法に配慮します ・ 自主防災組織などの地域の活動の育成・支援に努めます ・ 警察、消防などと協力し、地域の防犯・防災活動を推進します ・ 防犯・防災に関する情報提供と啓発に努めます

<主な具体的施策>

事業名	事業概要	主な担当部署
「地域防災計画」の推 進	「地域防災計画」に基づき、住民の防災意識の高揚を 図り、関係機関、住民などの協力を得て、各種災害に 関する訓練などに努めます。	くらし安全課 消防本部
自主防災組織の育成	自主防災組織の新規設立する自治会に対し、初期資材 の購入費を助成します。 また、防災訓練を行う自治会に対し、活動費を助成し ます。	くらし安全課
避難行動要支援者の 支援対策	災害時において自ら避難することが困難であり、支援 が必要とされる要支援者の名簿を作成するとともに、 町・関係機関・地域住民などによる支援体制の整備を 進めます。	くらし安全課 地域福祉課
障がい者の防災体制 の推進	障がい者の防災体制を整えるため、障がい者向け防災 マニュアルの作成に努めます。	地域福祉課 くらし安全課 社会福祉協議会

第4章 具体的な取組み

事業名	事業概要	主な担当部署
災害ボランティア活動の推進と支援体制づくり	災害時においてボランティアが被災者のニーズに応え、円滑に活動できるよう災害ボランティアセンターなどの整備を図ります。また、他市町村が被災した時に支援するための体制づくりに努めます。	くらし安全課 社会福祉協議会
防災無線事業	町民に迅速に災害の情報を提供し、早期の避難を促し、被害を最小限に抑えるように努めます。	くらし安全課
避難行動要支援者の避難支援に備えた平時の見守り活動強化	避難行動要支援者の避難支援には、近隣住民の力が必要であり、平時から災害時に備えた見守り活動の強化を図ります。	社会福祉協議会
緊急通報システム整備事業	高齢者が、急病や災害時に緊急で通報し、生命や財産を守るためのシステムの整備を図ります。	地域福祉課
救急安心カード事業	高齢者が、救急車を要請した際に、手術歴、服用中の薬の名前などを書いた救急安心カードの普及を図ることで、病院への搬送を速やかにし、命を守る手助けをします。	消防本部
交通安全施設整備事業	地域からの要望により、危険箇所反射鏡や区画線などの設置をします。	くらし安全課
青少年非行防止推進事業	青少年非行防止のため、青色パトロールカーによる巡回活動や夜間パトロールなどの街頭活動を実施します。	くらし安全課
防犯灯設置事業	地域からの要望により、防犯灯の新設、取替えを行います。	くらし安全課



基本方針 2 地域の交流の場づくり

基本的考え方

住民が地域とのつながりを強くするためには、日ごろからの顔あわせや話をする機会をつくるのが大切です。

住民アンケート調査によると、「地域活動や行事にどの程度参加していますか」の問いに対して、「あまり参加していない」と回答した人と「まったく参加していない」と回答した人を合わせると49.3%と全体の約半数を占めています。

また、「参加しない」理由としては「行事や家事、育児、介護など他にすることがあって忙しいから」が最も多く、次いで「参加したいが、いつどこで、何をしているか分からない」という回答が多くなっています。

住民ワークショップ、関係団体ヒアリングでは「世代間交流がない」や「学校と地域の交流の場の設定が必要」、「障がい者との交流の場をつくる」あるいは、「子どもの遊び場がない」などさまざまな意見が出されました。

これらのように、支えあう地域づくりのためには交流の場の情報提供や地域の人々が知りあう交流の場・機会づくりが必要です。

また、空き家の利用など地域資源を活かせる環境づくりや地域で行われている活動への支援などが必要です。

取組みの役割分担

自 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の交流の場（祭り、行事など）に積極的に参加しましょう ・ 地域行事の参加を身近な人に呼びかけましょう ・ 回覧板などを手渡ししましょう
共 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代間で交流できる行事をしましょう ・ 空き家を利用するなど、身近な地域資源を活用しましょう ・ 個人の要望にあわせた活動（小地域福祉活動など）をしましょう
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館や学校などの施設を地域の人に開放します ・ 地域の資源を活用した新しい拠点づくりを検討します

第4章 具体的な取組み

<主な具体的施策>

事業名	事業概要	主な担当部署
寝たきり予防ニコニコペース運動指導事業	高齢者の社会的孤立の解消と寝たきり予防を図るため、運動指導員が地域の公民館を巡回し、エルゴメーター指導、効果的な運動やストレッチ体操の実践を行います。	地域福祉課 社会福祉協議会
介護予防元気アップサロン事業	高齢者の社会的孤立の解消と介護予防を推進するため、デイサービスセンターでの健康チェックや介護予防プログラムなどを実施します。	地域福祉課
放課後子どもひろば事業	放課後、週末、長期休暇に小学校の施設を活用し、子どもたちが、自主的な遊びや学習、スポーツ、文化活動などを地域住民や学年を超えた交流の中で体験してもらいます。	子育て支援課
交流推進や孤立防止のための居場所づくり	地域で気になる人や孤立しがちな障がいのある人や高齢者、また、ひきこもりの人などの居場所づくりをするため、サロンやウォーキングの実施、民家や空き家の利用などを進めます。	社会福祉協議会
イベントによる住民の交流	福祉まつりや障がい者イベントあるいは地域のイベントを通じ、住民同士の交流や世代間交流、障がい者との交流の促進を図ります。	社会福祉協議会 地域福祉課
小地域福祉活動推進地区の交流	小地域福祉活動推進地区の活性化を目的として、レクリエーションなど各地区間の交流の促進を図ります。	社会福祉協議会
当事者の交流の推進	悩みを抱える当事者（家族介護者・若年層介護者・男性介護者・子育て中の親・障がい児の親・男性ひとり暮らしなど）同士の交流を図り、それぞれが抱える課題の解決や情報交換を進めます。	社会福祉協議会
町立の公民館・福祉施設の管理運営及び施設整備	住民の生涯学習や地域活動の拠点となる町立公民館や福祉活動の拠点となるパンジープラザ・総合福祉会館の管理・運営・整備に努めます。	生涯学習課 保険健康課 地域福祉課
高齢者サロン事業	町内3箇所の公民館（北・中央・小波瀬）で高齢者の介護予防とひきこもり防止を目的として、介護予防の体操やレクリエーションなど誰でも自由に参加できる交流サロン事業を行います。	地域福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会

基本方針 3 みんなが安心して暮らせるネットワークづくり

基本的考え方

地域住民は、そこで生活している人にしかみえない生活課題をいち早くみつけることができます。しかし、みつけた生活課題の中には、地域住民だけで解決することは難しく、専門的な対応が必要なことがあります。

一方、地域の生活課題には、分野をまたぐ複雑な課題も多く、行政・社会福祉協議会や福祉サービス事業者などの専門機関での対応だけでは解決が困難な状況も多くあります。

誰もが住みよい福祉のまちづくりを進めるためには、住民と事業者、行政などがそれぞれの立場に立った役割のもと、互いに連携することが必要です。

住民アンケート調査によると困りごとの相談先は、第一に「同居している家族・親族」、次に「離れて暮らしている家族・親族」「友人・知人」の順になっており、窓口相談をする人は少なくなっています。

住民ワークショップや関係団体ヒアリングにおいても「地域のつながりの不足を感じる」という意見が出されています。

支援を必要とする人の個人情報に留意しながら、身近な地域単位で地域住民と関係団体が連携できるネットワークづくりを進める必要があります。

取組みの役割分担

自 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとを抱えている人がいたら、民生委員・児童委員など地域の相談役に相談しましょう ・困りごとを自分や家族だけで抱え込まないようにしましょう ・身近な所での支えあい活動に参加しましょう
共 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会などで地域の課題について話しあう機会を設けましょう ・地域で見守り活動などを行っている団体が協働して、より効果的な方法を検討しましょう ・小地域福祉活動の地域ごとの活動計画をつくりましょう
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携して、地域のネットワークづくりを支援します ・団体の活動内容の把握に努めます ・小地域福祉活動を推進します

第4章 具体的な取組み

<主な具体的施策>

事業名	事業概要	主な担当部署
地域ふれあい支えあい事業	在宅高齢者が、住み慣れた地域の中で、自立した生活ができるよう、支援に努めます。	地域福祉課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員と関係機関・団体との連携強化	民生委員・児童委員と関係機関・団体との連携を強化することで、福祉課題の早期発見・解決につなげます。	地域福祉課 社会福祉協議会
行政などの専門機関や福祉サービス事業者・福祉団体の連携強化	福祉サービス事業者同士や福祉団体同士の連携強化を図ります。また、行政などの専門機関・福祉サービス事業者・福祉団体・住民活動の連携強化を図ることで福祉課題解決への取組みを検討していきます。	地域福祉課 社会福祉協議会
福祉教育における社会福祉協議会・学校の連携	学校における福祉教育の情報共有や福祉教育実践向上を目指し、話しあいや実践研究の協力など、連携を強化します。	教育総務課 社会福祉協議会
企業の社会貢献活動との協働の推進	地域の福祉活動と企業の社会貢献活動との協働による福祉課題の解決を目指します。	社会福祉協議会
社会福祉協議会と各自治会との連携	社会福祉協議会と各自治会との連携を強化することで、地域の福祉課題の早期解決を目指します。	社会福祉協議会



基本方針 4 みんなにやさしいまちづくり

基本的考え方

高齢者や障がい者、子どもなど全ての住民が安全・安心かつ快適に生活していくためには、地域の環境の整備は不可欠です。

このため、「ユニバーサルデザイン」や「バリアフリー」の考え方に基づいて、道路や公共施設の整備が必要です。特に、日常生活に必要な買い物や交通については、生活の基盤となるものです。

住民アンケート調査でも高齢者、障がい者が利用・移動しやすい道路や施設の整備を望む声が多くなっています。

また、住民ワークショップや関係団体ヒアリングでは、交通不便者のためにコミュニティバスをはじめとして、使いやすい移動手段を望む声が多く寄せられました。

全ての住民が安心して暮らしていけるようなまちづくりを推進します。

取組みの役割分担

自 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方を理解し、マナーを守りましょう（点字ブロックに自転車を置かないなど） ・外出支援のボランティアに参加しましょう ・環境改善の意見要望を出しましょう
共 助（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に困っている人を助けあえる仕組みをつくりましょう ・地域の危険箇所などの点検をしましょう
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが移動しやすい移動手段の確保を検討します ・道路や公共施設などユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいて整備に努めます。

第4章 具体的な取組み

＜主な具体的施策＞

事業名	事業概要	主な担当部署
ユニバーサルデザインによる道路などの整備	ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、子どもから高齢者、障がい者全ての人に配慮した道路などの整備促進に努めます。	都市計画課 施設建設課
コミュニティバス運行事業	交通弱者の安全な移動や交通空白地域の解消のため、コミュニティバスを運行し、利便性の向上を図ります。	交通商工課
バリアフリーによる施設整備	道路の段差解消や歩道設置など、道路環境の整備や施設改修の際にバリアフリーの考え方に基づく整備に努めます。	都市計画課 施設建設課
公営住宅の維持管理・改善	既存の公営住宅の適正な維持管理に努め、必要な改修を行います。	都市計画課
障がい者の働く場の確保	障がい者の働く場を確保していくため、くすの木作業所の継続的運営を図ります。	社会福祉協議会
町内のバリアフリーの取組み	障がい者や高齢者などにやさしいまちになれるよう、町内の施設などのバリアフリー調査活動に取り組めます。	社会福祉協議会



第5章 計画の推進

1 計画の普及啓発

本計画は、地域福祉の基本方針を定めたものであり、福祉のまちづくりを推進するためには、住民や関係団体などに計画の内容を知っていただき、町、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、自治会、地域活動団体、そして住民が協働することが必要です。

このため、「広報かんだ」やパンフレット、ホームページなどの媒体を使い、計画の周知、浸透を図ります。

2 町と社会福祉協議会との連携

この計画は、苅田町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

そのため、この計画を推進するにあたっては、町と社会福祉協議会が密な連携を図りながら、地域に根ざした取組みを推進していくよう努めます。

3 計画の実践と進行管理

この計画は、地域福祉全般に関わる計画であり、推進に際しては、町の関係各部署や社会福祉協議会が密な連携のもと、同一の方向性を持って進めていくことが重要です。

このため、各部署における進行状況を把握し、学識経験者などで組織する地域福祉推進委員会の助言を受けながら進行していくよう努めます。

また、進行管理をする上での目標値を、総合計画で示されている各項目の成果指標を使い、本計画の基本理念「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

資料編

1. 地域福祉に関するアンケート調査結果概要

(1) 調査の目的

この調査は、「苅田町地域福祉計画」及び「第3次苅田町地域福祉計画活動計画」策定の基礎資料とするため、地域福祉に関する町民意識や地域での支えあいの状況、地域活動の実態、日常生活での課題や問題点などを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査設計及び回収結果

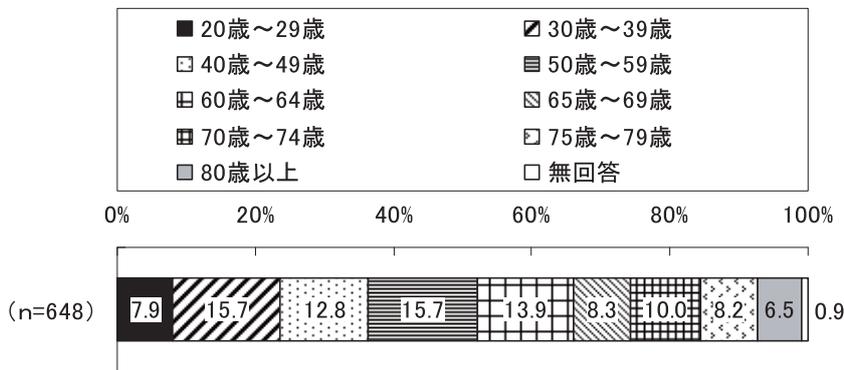
調査対象者	町内にお住まいの20歳以上の方
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布一郵送回収
調査数	1,800人
有効回収数（有効回収率）	648人（36.0%）
調査期間	平成25年5月17日（金）～平成25年5月31日（金）

(3) 調査結果の見方

- ① 回答は、原則として各質問の調査数を基数（n）とした百分率（%）で表し、小数第2位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が100%にならない場合があります。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ② コンピュータ入力の都合上、本文または図表中の回答選択肢などを省略して表記している場合があります。

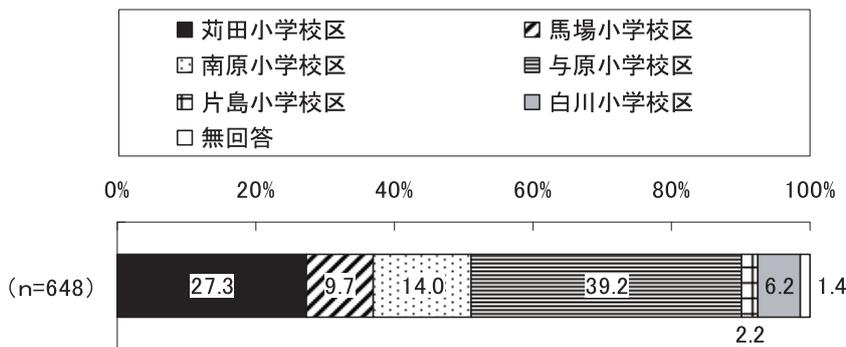
本人の状況について

年齢



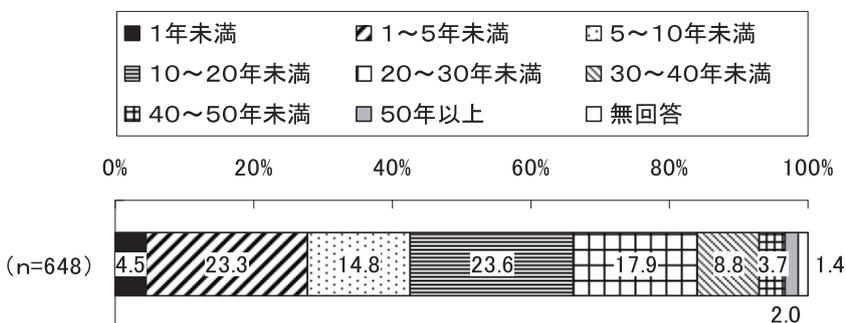
「30歳～39歳」「50歳～59歳」（いずれも15.7%）が最も多く、次いで「60歳～64歳」（13.9%）、「40歳～49歳」（12.8%）となっています。

居住地区



「与原小学校区」（39.2%）が最も多く、次いで「苅田小学校区」（27.3%）、「南原小学校区」（14.0%）となっています。

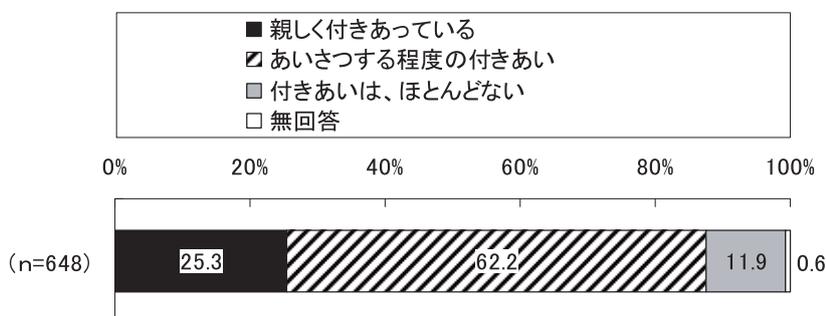
居住年数



「10～20年未満」（23.6%）が最も多く、次いで「1～5年未満」（23.3%）、「20～30年未満」（17.9%）、「5～10年未満」（14.8%）となっています。

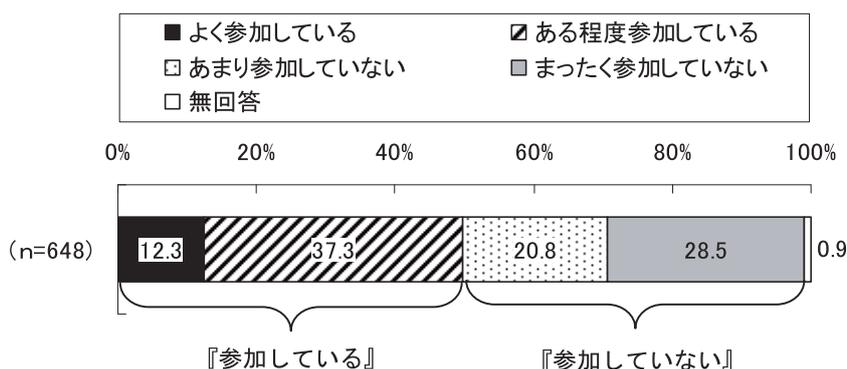
地域生活について

近所付き合いの程度



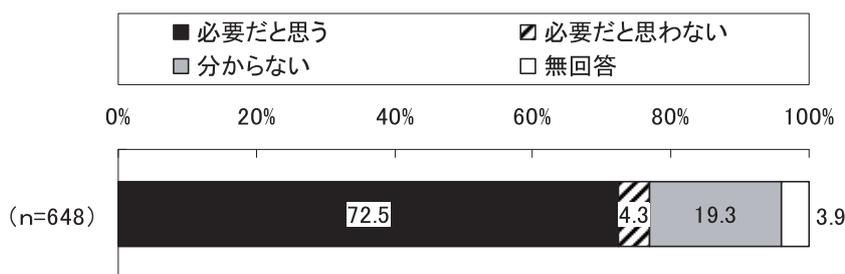
「あいさつする程度の付き合い」(62.2%)が最も多く、次いで「親しく付きあっている」(25.3%)、「付き合いは、ほとんどない」(11.9%)となっています。

地域活動や行事への参加状況



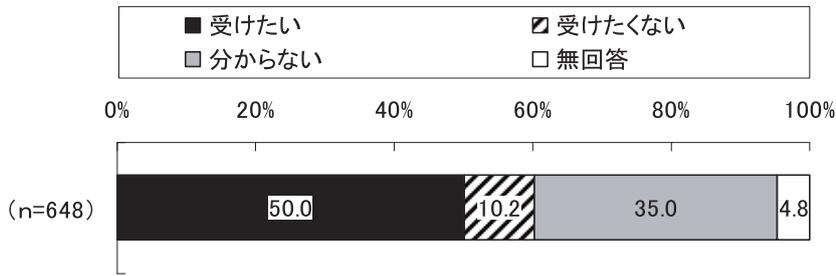
「ある程度参加している」(37.3%)が最も多く、「よく参加している」(12.3%)を合わせると、5割弱の人が地域活動や行事に『参加している』(49.6%)と回答しており、『参加していない』(「あまり参加していない」と「まったく参加していない」の合計)の割合(49.3%)をやや上回っています。

住民同士の支えあい



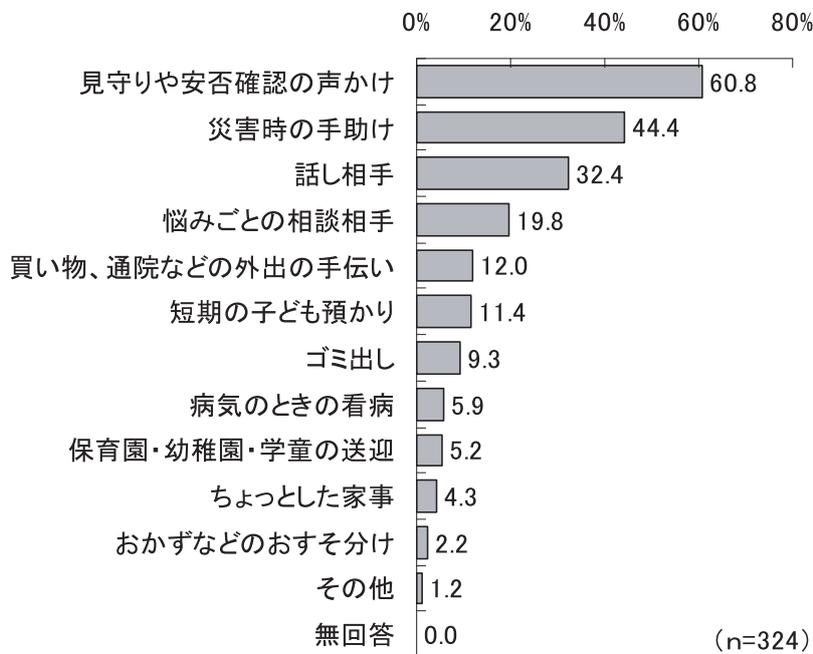
「必要だと思う」(72.5%)が7割を占め、ほとんどの人が住民同士の支えあいを必要だと感じています。一方、「必要だと思わない」の割合は4.3%となっています。

近所の方からの支援希望の有無



「受けたい」(50.0%)が最も多く、次いで「分からない」(35.0%)、「受けたくない」(10.2%)となっています。

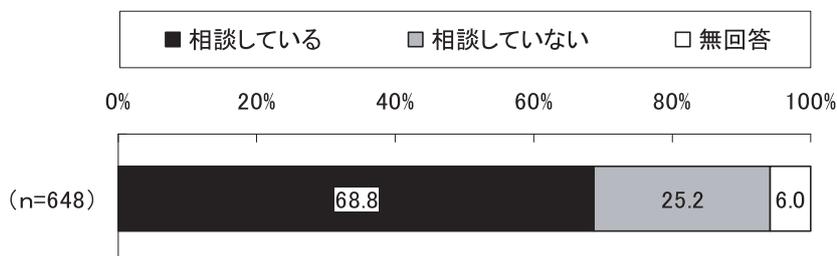
近所の方からの支援で希望する内容



「見守りや安否確認の声かけ」(60.8%)が最も多く、次いで「災害時の手助け」(44.4%)、「話し相手」(32.4%)となっています。

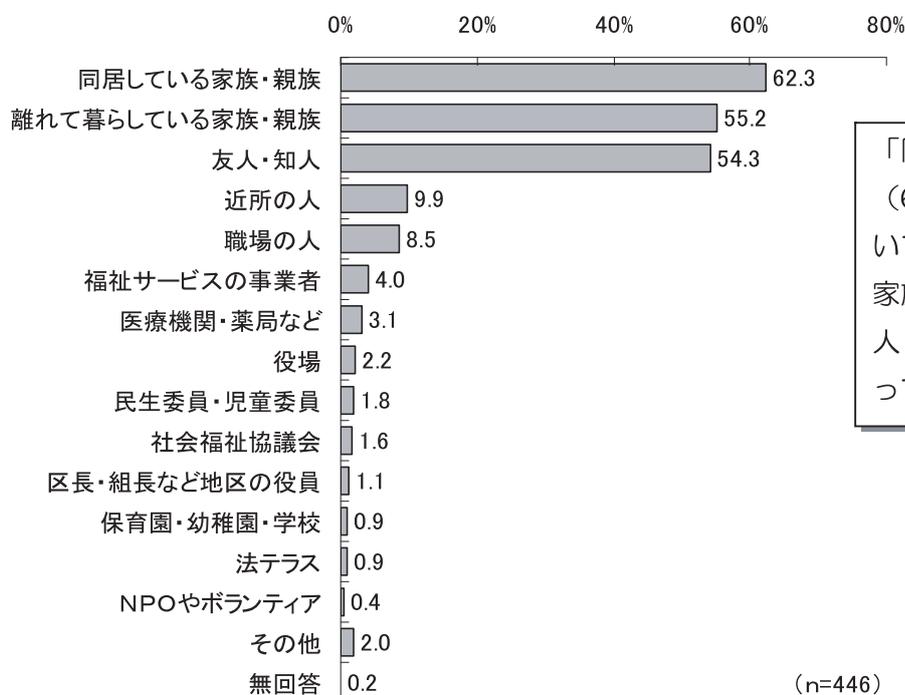
日常生活について

困りごとの相談状況



「相談している」が68.8%、「相談していない」が25.2%となっています。

困りごとの相談先

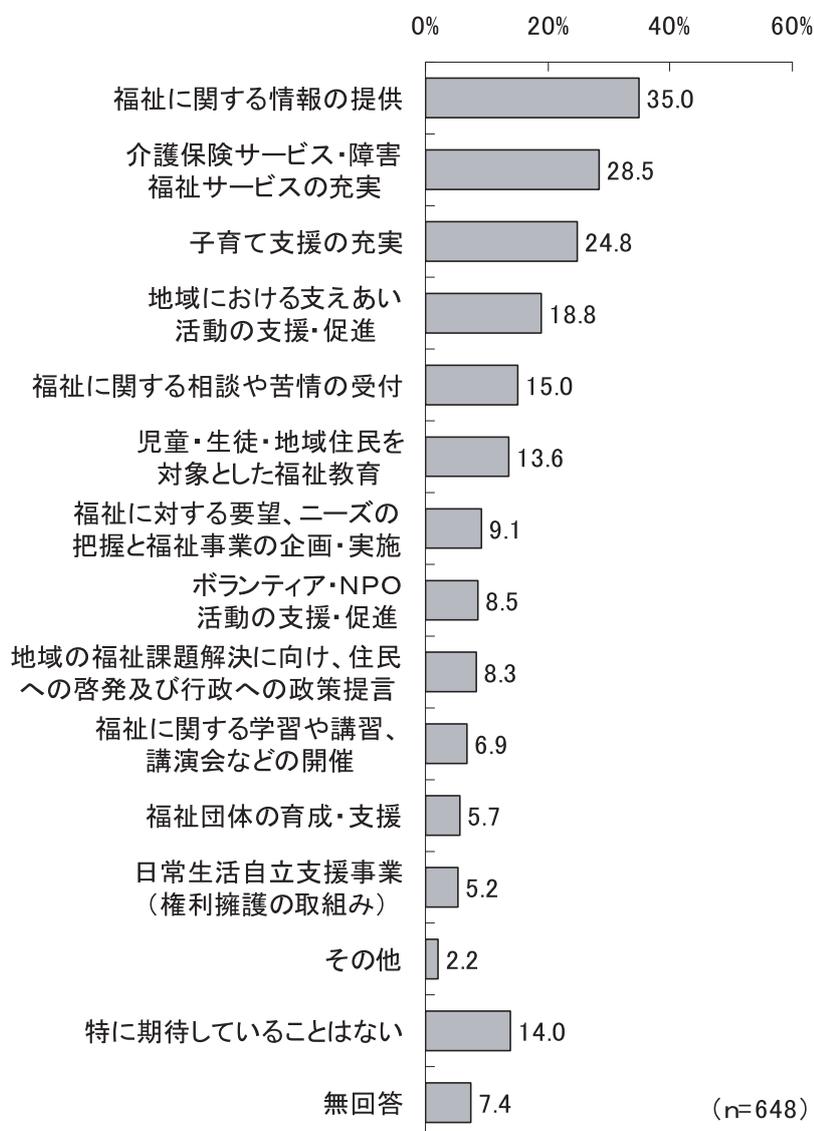


「同居している家族・親族」(62.3%)が最も多く、次いで「離れて暮らしている家族・親族」(55.2%)、「友人・知人」(54.3%)となっています。

(n=446)

社会福祉協議会について

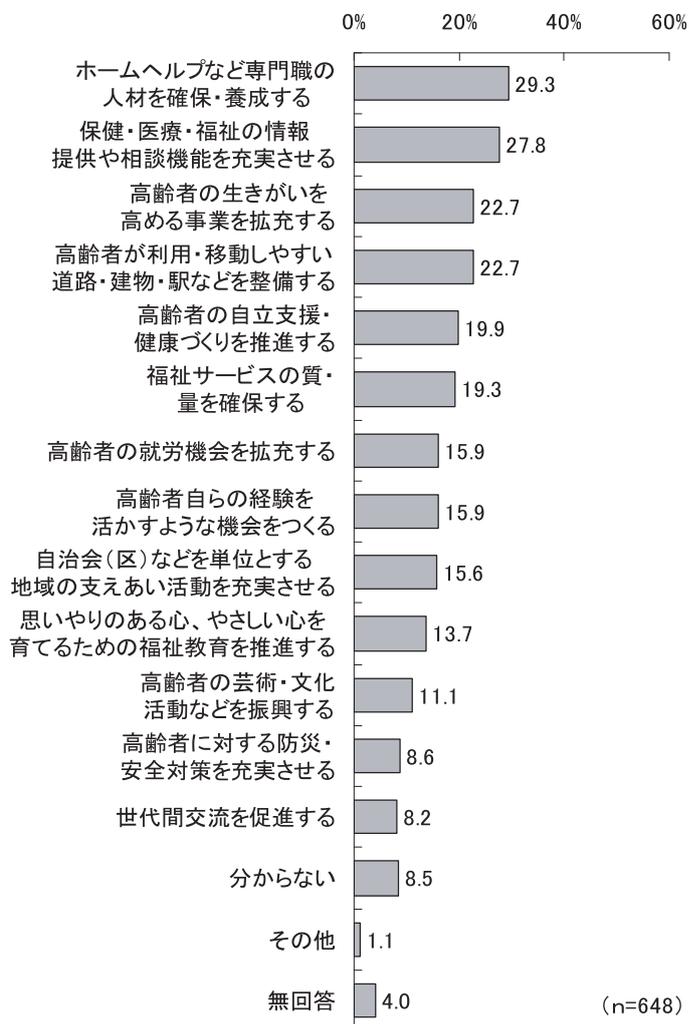
社会福祉協議会に期待すること



「福祉に関する情報の提供」(35.0%)が最も多く、次いで「介護保険サービス・障害福祉サービスの充実」(28.5%)、「子育て支援の充実」(24.8%)、「地域における支えあい活動の支援・促進」(18.8%)となっています。なお、「特に期待していることはない」の割合は14.0%となっています。

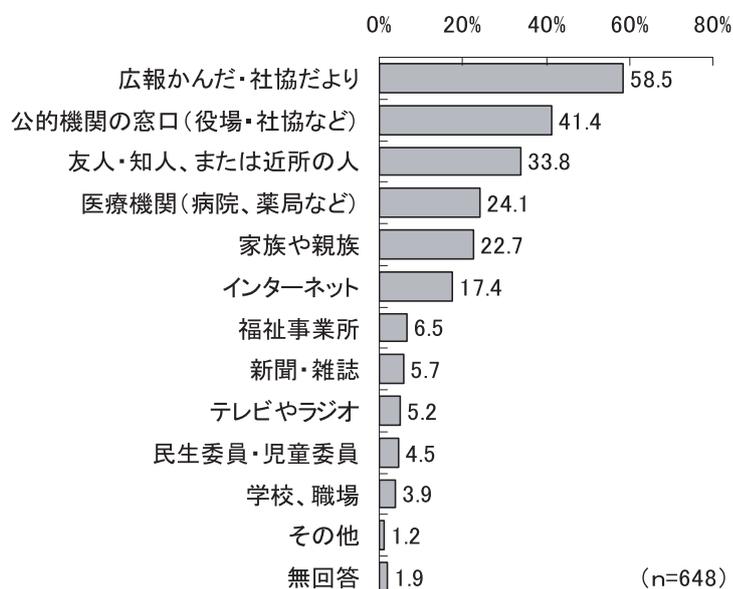
福祉サービスについて

高齢者にとって住みよいまちをつくるために重要なこと



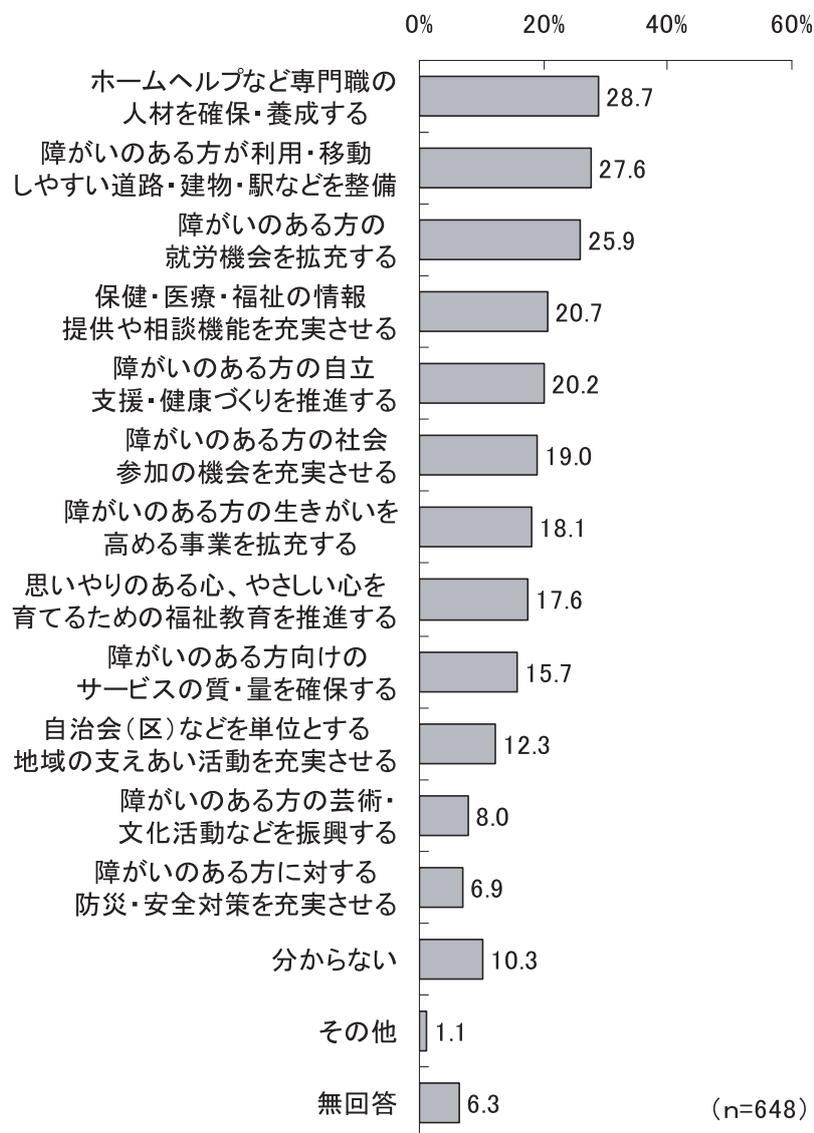
「ホームヘルプなど専門職の人材を確保・養成する」(29.3%)が最も多く、次いで「保健・医療・福祉の情報提供や相談機能を充実させる」(27.8%)、「高齢者の生きがいを高める事業を拡充する」「高齢者が利用・移動しやすい道路・建物・駅などを整備する」(いずれも22.7%)となっています。

福祉サービスに関する情報入手方法



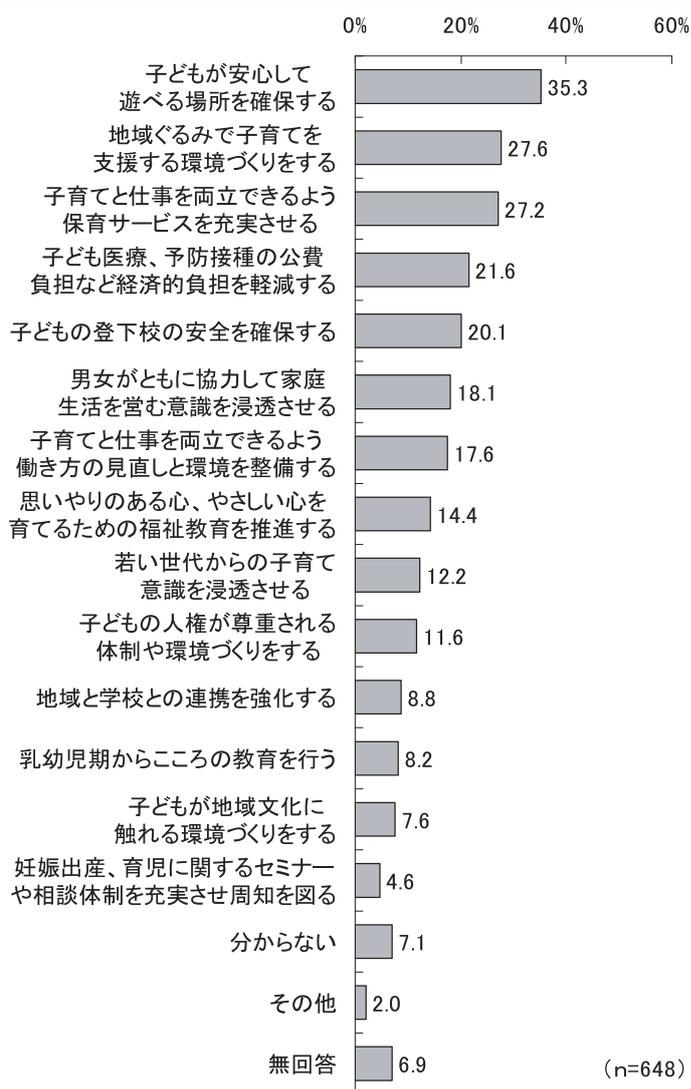
「広報かんだ・社協だより」(58.5%)が最も多く、次いで「公的機関の窓口(役場・社協など)」(41.4%)、「友人・知人、または近所の人」(33.8%)、「医療機関(病院、薬局など)」(24.1%)、「家族や親族」(22.7%)となっています。

障がいのある方にとって住みよいまちをつくるために重要なこと



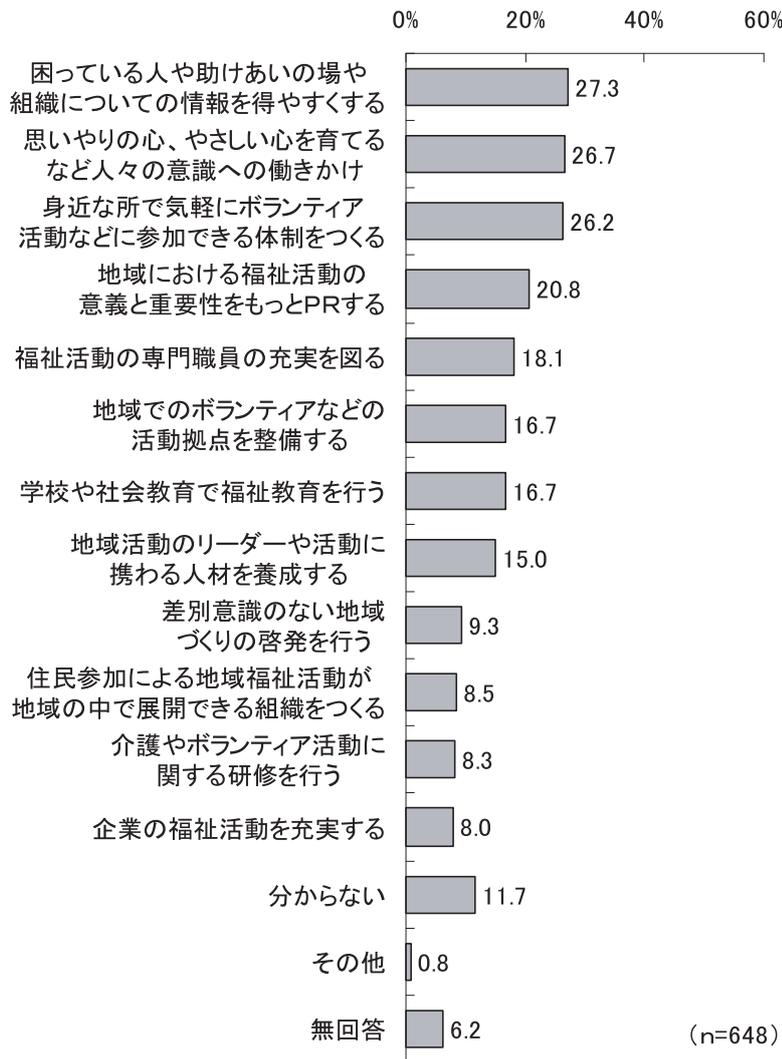
「ホームヘルプなど専門職の人材を確保・養成する」(28.7%)が最も多く、次いで「障がいのある方が利用・移動しやすい道路・建物・駅などを整備」(27.6%)、「障がいのある方の就労機会を拡充する」(25.9%)となっています。

子どもを健やかに育てるために重要なこと



「子どもが安心して遊べる場所を確保する」(35.3%)が最も多く、次いで「地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりをする」(27.6%)、「子育てと仕事を両立できるよう保育サービスを充実させる」(27.2%)、「子ども医療、予防接種の公費負担など経済的負担を軽減する」(21.6%)となっています。

住民相互の助けあい活動を活発化するために大切なこと



困っている人や助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」(27.3%)が最も多く、次いで「思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ」(26.7%)、「身近な所で気軽にボランティア活動などに参加できる体制をつくる」(26.2%)、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」(20.8%)となっている。

防災について

防災に対する取り組みや、災害などの緊急時の対応

	はい	いいえ	わからない	無回答
1. 災害時の避難場所を知っていますか	57.6%	24.2%	15.4%	2.8%
2. 隣近所で、自力で避難が困難だと思われる人をご存知ですか	26.2%	40.6%	29.6%	3.5%
3. 災害時、近所で自力避難が困難な人への支援を考えていますか	37.8%	16.5%	40.9%	4.8%
4. 日ごろから地域の避難訓練に参加していますか	10.6%	72.4%	11.4%	5.6%
5. 地域の自主防災組織は必要だと思われますか	66.8%	4.2%	23.3%	5.7%
6. 災害時などの緊急時に避難所への誘導など手助けが必要ですか	34.1%	47.1%	13.7%	5.1%

2. 苅田町地域福祉推進委員会設置条例

(平成 25 年 3 月 28 日条例第 3 号)

(設置)

第 1 条 地域福祉を総合的に推進し、みんなで支えあう福祉のまちづくりの実現に資することを目的として、苅田町地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、町長に答申する。

(1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく苅田町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しに関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、調査審議が必要な地域福祉に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、委員会は次に掲げる事項について調査審議し、町長に意見を述べるができる。

(1) 計画実施状況の点検・評価等に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 保健・福祉関係者

(2) 教育関係者

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第 6 条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名した委員をもって組織する。

資料編

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則

この条例は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3. 第3次苅田町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人苅田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、第3次苅田町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、第3次苅田町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(会務)

第2条 委員会の会務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定に必要な実態やニーズの把握、課題の整理、分析等に関する事
- (2) 計画策定に係る関係機関との連絡調整に関する事
- (3) 計画骨子案・素案のまとめに関する事
- (4) その他、計画の策定に必要な事項に関する事

(構成)

第3条 委員会は、委員15名をもって構成し、本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときに終わる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員の互選により、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会の委員及び関係者をもって構成する。

3 作業部会に部会長1名、副部会長1名を置く。

4 部会長は、部会の会務を統括し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

5 会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

6 作業部会員の任期は、計画の策定が終了したときに終わる。

7 補欠作業部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(作業部会の任務)

第8条 作業部会は、委員会からの意見、提言、助言等を基に次の作業を行う。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の活動状況を適宜会長に報告するものとする。

(補則)

資料編

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 19 日から施行する。

4. 苅田町地域福祉推進委員会

及び第3次苅田町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

番号	選出区分	団体名等	氏名	備考
1	保健・福祉関係者	身障者福社会	片山 麒一郎	
2		老人クラブ連合会	長井 孝篤	
3		民生委員・児童委員協議会	高城 義行	副委員長
4		民生委員・児童委員協議会	吉野 利子	
5		ボランティア連絡協議会	植村 憲子	
6		白川保育園	井中 くみ	
7		社会福祉協議会	福山 直樹	
8		ケアマネ協議会	谷口 洋一	
9	教育関係者	苅田第一幼稚園	和田 誠	
10	学識経験者	福岡県立大学	村山 浩一郎	委員長
11		区長連合会	柿本 晃	
12		区長連合会	堀 正勝	
13	関係行政機関	京築保健福祉環境事務所	山本 誠	
14	町長が必要と認めるもの	おたすけ虹の会	白石 結香	
15	(一般公募)	NPO法人くらしサポートこらぼ	九十九 真知子	

5. 苅田町地域福祉計画策定経過

日付	項目	内容
平成24年5月25日	地域福祉計画学習会（第1回）	地域福祉計画策定について
平成24年7月5日	地域福祉計画学習会（第2回）	他市町村の地域福祉計画について 地域福祉計画策定の進め方について
平成24年11月6日	地域福祉計画学習会（第3回）	策定スケジュールについて 先進地の地域福祉計画について
平成24年11月15日	地域福祉計画先進地視察研修	先進地視察研修
平成25年12月8日	地域福祉計画学習会（第4回）	住民アンケートについて 予算について 地域福祉推進委員会設置条例について
平成25年2月21日	地域福祉計画学習会（第5回）	地域福祉推進委員会委員について 住民アンケートについて 今後のスケジュールについて
平成25年3月25日	広報・HP掲載	推進委員会委員一般公募について
平成25年3月27日	地域福祉計画学習会（第6回）	住民アンケート調査について 推進委員について 今後のスケジュールについて
平成25年5月9日	地域福祉推進委員会（第1回）	委嘱辞令交付 地域福祉計画及び活動計画について 住民アンケート調査について 今後のスケジュールについて
平成25年5月22日	地域福祉計画学習会（第7回）	ここまでの経過について 計画書の作成方法について 住民ワークショップについて
平成25年6月5日	地域福祉計画学習会（第8回）	住民ワークショップについて 施策の基本体系について 今後のスケジュールについて
平成25年6月24日	地域福祉計画学習会（第9回）	住民ワークショップについて
平成25年7月4日	地域福祉計画学習会（第10回）	住民ワークショップについて
平成25年7月6日	住民ワークショップ（第1回）	町立公民館5ヶ所、地区公民館1ヶ所
平成25年7月18日	地域福祉計画学習会（第11回）	住民ワークショップについて
平成25年7月20日	住民ワークショップ（第2回）	町立公民館5ヶ所、地区公民館1ヶ所
平成25年8月7日	地域福祉計画学習会（第12回）	住民アンケート調査結果について 計画骨子について
平成25年9月5日	地域福祉推進委員会（第2回）	住民アンケート調査結果について 計画骨子について 第2次活動計画の推進状況について
平成25年10月7日 ～ 平成25年11月2日	団体ヒアリング	町内36団体にヒアリング
平成25年11月26日	地域福祉計画学習会（第13回）	住民ワークショップ団体ヒアリングのまとめ 基本目標、基本方針の設定について 計画書の構成について
平成26年12月6日	地域福祉推進委員会（第3回）	住民ワークショップ団体ヒアリングのまとめ 基本目標、基本方針の設定について 計画書の構成について
平成26年2月3日	地域福祉計画学習会（第14回）	ここまでの経過について 地域福祉計画・活動計画（案）について
平成26年2月6日	地域福祉推進委員会（第4回）	ここまでの経過について 地域福祉計画・活動計画（案）について
平成26年2月26日 ～ 平成26年3月14日	パブリックコメント募集	計画原案に対するパブリックコメントの募集
平成26年3月24日	地域福祉推進委員会（第5回）	ここまでの経過について 地域福祉計画・活動計画（案）について 推進委員会答申

苅田町地域福祉計画
第3次苅田町地域福祉活動計画

平成26年3月発行

発行：苅田町 地域福祉課 地域福祉係

〒800-0392

福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19-1

TEL：093-434-1039（直通）

FAX：093-435-0023

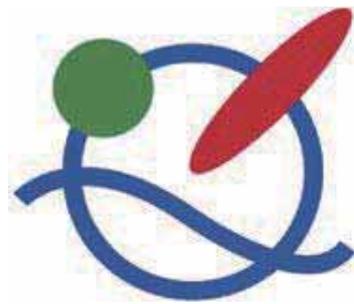
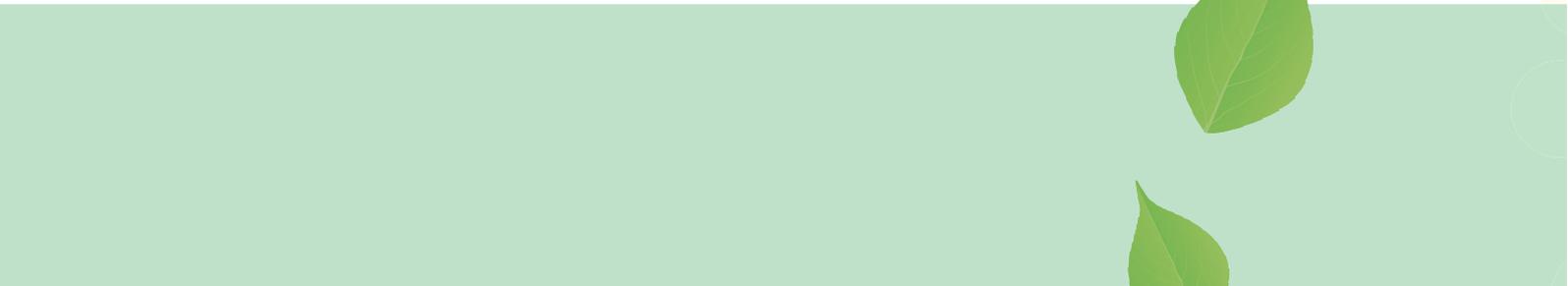
苅田町社会福祉協議会

〒800-0314

福岡県京都郡苅田町幸町6番地91

TEL：093-434-3641

FAX：093-434-4343



菊田町

